

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(6 月 12 日)
(第 6 号)

第6号
6月12日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第6号

○平成27年6月12日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成27年6月12日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	隆尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣	司
戦略企画部長	竹内	望
総務部長	稲垣	清文
健康福祉部長	伊藤	隆
環境生活部長	高沖	芳寿
地域連携部長	福田	圭司
農林水産部長	吉仲	繁樹
雇用経済部長	廣田	恵子
県土整備部長	水谷	優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木	孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村	昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺	将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木	輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井	敬子
雇用経済部観光局長	田中	功
雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長	西城	昭二
企業庁長	松本	利治
病院事業庁長	加藤	敦央
会計管理者兼出納局長	中川	弘巳
教育委員会委員長	前田	光久
教 育 長	山口	千代己
公安委員会委員	田中	彩子
警察本部長	大賀	眞一
代表監査委員	福井	信行
監査委員事務局長	小林	源太郎

人事委員会委員	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員長	宮 寄 慶 一
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。7番 倉本崇弘議員。

〔7番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○7番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘でございます。初めての一般質問ということで時間も限られておりますので、早速質問のほうに入らせていただきたい、こんなふうに思っております。

今回は2点御質問をさせていただきたいと思っておりますが、1点目は道州制について、2点目は地域医療についてということで、道州制については、私の所属委員会の所管部門も一部かぶっておりますが、大きな視点で議論をさせていただきたいということで今回取り上げさせていただきました。2点目の地域医療については、私の地元の地域課題を中心に議論をさせていただきたい、こんなふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、道州制についてでございますが、現在の国の動向といた

しましては、平成24年に行われた総選挙において自民党が政権公約として道州制の推進を挙げ、道州制基本法を早期に成立させた後、5年以内に導入を目指すと言われておりましたが、現在の状況でいくとなかなか前に進んでいないというのが実情であろう、こんなふうに思っております。

しかし、その一方で、道州制が進んでいかない背景としては地方の強い反発、反対があるんだろうと思っておりますが、その一方で、市町の置かれている厳しい財政状況というものも同時に見ていかなければならないのではないかと、こんなふうに私は思っております。

そういった中で、限られた財源の中で効率的に行財政運営を行っていくとすれば、そして、多様化する住民ニーズに適切に応えていく必要性がますます増してきているわけです。これらの課題に早急に対応するためには、やや現行制度のもとでは厳しくなってきたのではないかと、こんなふうに私は感じています。

そういった中で、全国市長会においては道州制に関する基本的な考え方を平成25年1月に提示しました。この一連の動きの中で、全国知事会としては七つの基本原則を提示し、国民の意識の醸成が何より重要であるとの、国民を巻き込んだ議論の必要性があるという考え方が一つ示されました。

さらには、全国市長会においては、道州制のメリット、デメリットを明らかにした上で広く国民の声を聞き、十分な検証を行うべきであるとしています。

一方で、全国町村会においては、この道州制について反対の意向が表明されております。

私は、道州制への移行は、これは必要不可欠なものであると思っておりますが、現状まだまだ、メリット、デメリットを含めて十分な国民的な理解がなされていないのではないかと、こういった点が阻む一つの要素、要因になっているのではないかと、こんなふうに私は思っております。

そこで、現状、県として行うことは、私は大きく2点あると思っております。一つは県民の理解を深める努力、これは道州制に限らず、分権改革を含めて

大きな視点での県民的な理解を深めていただけるような努力をしていただくということが一つ必要なのかなと思っておりますし、2点目としては市町の体制強化というものが必要不可欠ではないか、こんなふう感じております。

まず、1点目の県民の理解を深める努力については、これは中京都構想等の関係もあろうかとは思いますが、愛知県で大変豊富な情報量を発信しておりますして、シンポジウム、セミナー、あるいはパンフレットを作成して配布をするなど、県民の関心、そして理解を深める努力をしている、こういった取組が見られます。こういった取組を通じまして県民の理解を深め、ひいては国民を巻き込んだ議論ができる環境が醸成をされるのではないか、こんなふうにも感じています。

そして、2点目の市町の体制強化についてであります、道州制にしても、あるいはまたいずれ別の形であるにせよ、市町が自立をするということは、これは分権改革の中で必要不可欠なものであると思っております。人、物、金の移譲をしっかりと行い、しっかりと自立できる市町をつくっていかねばならない、そういった点でも、平成の大合併によって我が三重県においても多くの自治体が合併を経験いたしております、この合併の検証というものをしっかりとしていく、こういった必要性がある、もちろん市町が中心となって、個々の実情というのは調査、検証をしていくことになろうかと思っておりますが、県もそういった中に入りながら、各市町間の情報伝達であったりとか、そういった部分で県も含めてこういった検証をしっかりとやっていかねばならないのではないかと、私はそんなふうにも思っています。

以上のことを踏まえまして、知事、そして三重県の道州制に関する考え方、そして、2点目として合併の検証についての考え方をお示しいただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、私のほうからは道州制に対する考え方を答弁させていただきます。

道州制につきましてはこれまで、自由民主党道州制推進本部を中心に議論

が行われ、平成25年4月、道州制推進基本法案が取りまとめられました。

これに対し、全国知事会で議論を行い、平成25年7月、道州制の基本法案についてを取りまとめました。その中で、人口減少問題や東日本大震災からの復興など、喫緊の課題への対応に迫られている中、道州制の議論を進めようとするのであれば、1、国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示すこと、2、道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示すこと、3、道州制は地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示すことなどを提言しています。また、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、地方税財源の充実などの改革を進めるべきともしています。これらの内容については、全国知事会から自由民主党に対し、何度も要請を行っています。

道州制は国の形の根本にかかわるものであることから、国と地方の双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものでなければなりません。また、生活、文化、経済など、私たちの生活に大きな影響を与えるものです。道州制の導入により地域間格差が拡大するようなことがあってはならず、導入による影響の具体的な内容をもとに国民的議論を尽くす必要があります。

現状において道州制が導入された場合、大都市への一極集中が起こる可能性が高く、全国町村会での特別決議にあるような懸念は払拭できないと考えます。こうしたことから、まずは国において、道州制の議論の必要性とともに、そもそも道州制とは何なのか、今、道州制という言葉自体の定義もみんなの思いがばらばらだと思います、道州制の理念や姿、そしてメリット、デメリットなどを明確に示すべきと考えており、それらが明らかになる中で、県民の皆さんの理解を深めるための取組についても検討していくものと考えています。先ほど倉本議員から指摘のあったような分権の必要性や分権のことについて県民の皆さんに御理解を得ていただくようなことについては重要なことだというふうに思います。

そして、道州制の導入いかんを問わず、絶対に前進させなければならないのは基礎自治体の体制強化です。この点については、県内市町が基礎自治体として、自主性、自立性を十分に尊重するという大前提のもとで、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、市町に対する必要な支援を行います。

また、先進事例の情報共有、行財政運営力の向上及びネットワークの形成等に資するため、市町等と県との担当者等による勉強会を開催するなど、市町とのさらなる連携の強化を図ることとしています。

道州制の議論を決して国任せばかりにするということではありませんが、いずれにしましても、今後とも全国知事会などの機会を通じて、国に対して地方目線の意見を申し述べてまいります。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（福田圭司）** 私のほうからは合併の検証等についてお答えをさせていただきたいと思います。

県内の合併市町におかれては日ごろから、住民との対話等を通じて合併の効果と課題の把握に努められています。合併がそれぞれの自治体にとって成果があったかどうかを評価することを仮に検証という言葉を使うのであれば、それはまず、議員のおっしゃられましたように、自治体が評価をまずしていただくというのがよいのではないかとというのが県の立場でございます。

その際に、県の支援といたしましては、合併市町における課題やその対応策について、合併市町間や県で情報共有、意見交換を行う場として、これは県のほうで平成25年7月から合併市町と県との勉強会というのを設けまして、定期的に現在継続して開催をさせていただいております。

これまでに、合併市町の現況等を共有させていただいたり、他県の合併市の行財政改革の取組であるとか、県内の合併市町で取り組まれている効果的、効率的な行財政運営でありますとか、昨今課題となっております公共施設の統廃合等といった場面につきまして参考となるような事例紹介や意見交換を行ってきたところでございます。

また、県内の合併市町では、合併特例債や県の市町村合併支援交付金等を

活用して、それぞれの市町村建設計画に基づいた新たなまちづくりも行われております。そういった合併後の状況変化等にも配慮してそういった取組が進められている途上にあると認識をしているところでございます。

県としましては、平成の合併からおおむね10年がたっていることを踏まえまして、それぞれの合併市町がどのように捉えているかを把握するための調査を行いたいということで、現在、最終的な取りまとめを行っているところでございます。

今後も合併市町との連携を一層密にして、合併市町が抱える課題の解決に向けた取組に対して、必要な助言や情報提供を行って支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

知事、部長から御答弁を頂戴いたしましたが、基本的には、知事のおっしゃること、部長のおっしゃること、もっともだなと思ってお聞かせをいただいております。

私は基本的には早急に道州制をとっている立場ではあるんですが、ただ、そういった立場にありながらも、特に町村会などからは強い反発があるということも十分理解ができていると思っています。

こういった不安を払拭して、しかも間違いなく道州制等々の動きを加速させていくことによってスケールメリットを生かし、県も含めて市町の厳しい財政状況の一部が解消されるんじゃないかと非常に私は期待を持っているんですが、先ほど来、お話をさせていただいておりますように、特に小さな自治体にとって、町村にとって、この問題というのは切実なる問題だと思っています。特に私が感じるのは、地域性というものが、今まで培ってきたものが失われるんじゃないかということに強い懸念があるように感じます。

これは私の持論なんですが、道州制あるいはさらなる合併を行ったとしても、中学校区単位あるいは小学校区単位である程度地域別の予算というもの

を認めることによって地域の活動というものはある程度カバーができるんじゃないかということを前から、市議会議員時代から主張させていただいております。

こういった取組、これは一部の県内の市町においても、私が想定をしているというか、望んでいるところとはまだまだそういったレベルではないんですが、取組としては既に行われているところもありますので、ぜひそういった情報を県内市町で情報共有をしていただきながら、県民の皆さん含めて、道州制とは一体どういったものなのか、分権改革とはどういったものなのか、なぜ必要なかといったところを理解してもらうことが、現在、県においてできる最大の役割なのかなど私は思っておりますので、そのあたりをぜひ推進していただければと、こんなふうに思います。

それでは、次の地域医療についてお伺いをしたいと思います。

地域医療において県の果たすべき役割であります。冒頭でもお話をさせていただきましたように、今回は、私の地元、桑名の例を一つ挙げて質問をさせていただきたいと思っております。

桑名においては平成23年、公立病院である桑名市民病院と民間病院である山本総合病院の2院を再編統合し桑名市総合医療センターを誕生させ、新病棟を建設し400床自己完結型の二次救急病院として整備するという事業が進められてまいりました。

本事業の推進によって桑名地域における救急医療体制を強化するとともに、医師等の安定確保など、自立した病院事業を推進できるものと、事業としてはそのような事業目的で推進をされてまいりました。

言いかえれば、当初しっかりとした投資を行うことによって後のコストが相当削減でき、ひいては県内全域の医療体制としても、他地域においてさらなる体制強化ができるということにもつながっていくと私は思っています。

しかし、残念ながら、当初平成27年4月開院を目指していた新病院が、資材費、労務費等の増加により3度にわたる入札不調、そして、先日開催をされました桑名市議会の臨時会において、総額約200億円の予算が大枠承認を

されました。その一方で、病院の収支予測が当初示されていたものから大きく変わってきたかといえばそうではなく、今回承認をされた200億円の予算のうち24億円が増額分ではありますが、この増額分が十分吸収できる体力が総合医療センターあるいは桑名市にあるかという点では、私は甚だ疑問だと思っています。全国的に見ても病院の再編統合は地域医療再生計画に基づく地域医療再生臨時特例交付金を活用することによって推進をされたということでもわかるように、市町に再編統合を委ねていくというのは財政的にも相当な困難が伴うと私は思っています。

同時に、震災復興、あるいは東京オリンピック決定後の公共工事等の増加によって、市町にとっては大変厳しい環境にあると思います。そういった中で事業を推進することによって相当な無理がかかってくるというのが私は現実であると思っていますが、以上のような点を考慮すると、地域医療における県の果たすべき役割は決して小さくないと思っています。三重県保健医療計画等においても、県と市町の協力によって推進をするとの趣旨の記述が随所に見られるわけではありますが、県としてより深くかかわっていただくことが地域医療にとっては重要であると思います。

そこで、地域医療における県の果たすべき役割とは一体何か、お示しをいただければと思います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療におけます県の果たすべき役割についてお答え申し上げます。

県としましては、全ての県民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしながら必要な医療を受けていただくよう、保健医療計画等に基づき、医療従事者の確保のほか、救急医療体制や在宅医療体制など、地域の医療提供体制の整備に係る様々な取組を行っております。この内容は本当に様々でございまして、医師確保のように全県的なものから各市町の有する医療機関の設備整備支援等幅広いものとなっております。

このような中で、平成21年度からは、今御指摘いただきましたように三重

県地域医療再生計画等に基づきまして、桑名地域をはじめ、伊賀地域、東紀州地域等における基幹となる医療機関の施設設備整備の支援も行ってきたところでございます。

具体的には、桑名地域につきましては二次救急医療体制の強化を図るため、桑名市総合医療センターの整備事業に対しまして、途中、厳しい入札状況がございました、そういったところも勘案しながら、実に2回にわたり、2次にわたり追加の支援を、支援額を乗せた格好になりまして、合計約30.3億円を補助しているところでございます。なお、伊賀地域につきましては、複数の基幹病院の機能分担や在宅医療支援センターの整備事業等に対しまして計約13.5億円、そして、東紀州地域につきましては、やはり二次救急医療機関の機能強化を図るため、紀南病院等の整備事業に対しまして計約14.1億円を補助しているところでございます。このように、県としましては関係市町等ともまさに連携しながら、地域の医療提供体制の整備充実を図ってきたところでございます。

ただ、これで終わりということではもちろんございませんでして、今後につきましては、急速に少子・高齢化が進む中で効率的かつ質の高い持続可能な医療提供体制を構築するため、昨年度成立いたしました地域医療介護総合確保推進法に基づきまして、将来の地域医療体制のあるべき姿を地域医療構想として策定していくこととしております。

この地域医療構想の中では、病床の機能分化・連携や在宅医療体制の整備などを進めることとしてございまして、地域の基幹となる病院をはじめ、医療関係者や市町、保険者、住民代表等から成る地域医療構想調整会議を県のほうで設置しまして、この中で具体的な方策について議論をしていくこととしております。この過程において、地域医療構想の達成のために必要な施設の整備であるだとか体制づくりがあるということであれば、やはり県に設置してございます地域医療介護総合確保基金を活用して支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございました。

先ほど地域医療構想に基づく支援というお話がありましたが、再度確認になるかもしれないんですが、地域医療構想に基づくいわゆる新基金を活用しての総合医療センターへの支援というものは十分考えられると理解をしてよろしいのでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） この新基金は、現時点では用途が決められております。病床の機能分化・連携や在宅医療体制の整備等ということになってございますので、この目的に合致するというのであれば、桑名市医療センターへの支援というのは可能性としてはあると考えております。以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

可能性があるという御答弁をいただきました。

桑名市総合医療センターの新病棟建設については、実はこれ、200億円の予算の中には建設費しか入っていないんですね。実際、今、三つの病棟が建っております、その病棟の解体費は別途予算を計上しなければならないという、こういった状況になっています。相当厳しい財政状況でありまして、当初の地域医療再生計画に基づく基金の割合というのは約20%ぐらいであったんですが、資材費等の物価上昇によって、今現在の200億円の予算の中から、枠組みの中でいくと約15%が基金の割合になってきています。

先ほど来、御説明というか、お訴えをさせていただいておりますが、市町にとって厳しい環境の中で整備をしていく、それが県、あるいは国や県の支援なくしてはなかなか進まないというのが実情であろうと思っています。

実はこの総合医療センターについては、前身の桑名市民病院というのがあったんですが、この改修時期が大幅に遅れたことによって経営状況が悪化したという、桑名にとってはあしき先例が実はありまして、私はそういったところを非常に危惧いたしています。

投資の時期が遅れてしまうと、これは当初はやっぱり市単独での改修等々を考えていたということもあって、大変厳しい環境、なかなか改修が進まなかったというのが実態だったんだろうと思っています。そもそも適切な時期に適切な投資をしていれば、今、この時期に再編をしなくても、場合によっては済んだのかもしれないとさえ私は思っておりますし、しっかりとした投資をしていくということが必要不可欠であると思っています。

そういった点で、もう一度、先ほど新基金での活用も可能性は十分あるというお話でありましたが、今、解体費用も含めて見られていないんだということもお話をさせていただきました。そういった点も含めてもう一度御答弁をいただければと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 新基金につきましては、繰り返しになりますけれども、用途が定められておりますので、その範囲の中で桑名市の提案に基づきましてこれが合致するというのであれば、基金からの拠出というのは可能であるというふうに考えております。

いずれにしましても、桑名市の新しい病院の整備につきましては、当初26.7億円を充当させていただいたところでございますけれども、その後の状況なんかも踏まえまして2次にわたる追加支援をさせていただいたところでございまして、現時点では合計の30.3億円という形でございますので、精いっぱいこれまでも配慮をさせていただいたかというふうには考えております。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

今までの過去の支援については私としても大変感謝をいたしておりますし、それによって事業推進が今まで図られてきたという認識を持っています。冒頭でもお話をさせていただきましたように、この病院、あるいは桑名地域についてはしっかりと投資をすることによって自立をした病院をつくることのできるんだと私は確信をしておりますし、そのための投資ですので、ぜひと

もししっかりとやっていただければと思います。そうすることによって、残った余力といますか、総合医療センターを自立させることによって県の力というものを将来的にはほかの地域にかけていただくということも十分可能になってくると思っています。

繰り返しになりますが、強くどうしてもお訴えをさせていただきたいので再度最後に申し上げさせていただきたいと思いますが、地域医療において県の果たすべき役割は、私は決して小さくないと思っています。そういった意味において、それはもちろん情報提供であったりとかということも非常に重要なんですが、財政的な支援というものもしっかりと視野に入れながらぜひとも取り組んでいただければと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中村進一) 8番 稲森稔尚議員。

[8番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○8番(稲森稔尚) おはようございます。このたび伊賀市の皆さんに発言の機会をいただきました、伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚といたします。どうぞよろしく願いいたします。

早速質問に入っていきたいと思います。

まず、子どもの貧困問題に関しまして、子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されないように質問したいと思います。

厚生労働省の平成25年の国民生活基礎調査によりますと、2012年の子どもの相対的貧困率は16.3%と、過去最悪を記録いたしました。データをとり始めた85年の10.9%から右肩上がりに上昇し続けております。

相対的貧困率は、世帯の収入をもとに、子どもを含めた国民全員の手取り収入で試算します。それを所得の高いほうから順番に並べ、真ん中に当たる所得の人の半額未満であれば貧困とみなします。2012年の貧困ラインは122万円となっており、これを下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合です。先進国、経済大国と言われる我が国で、約6人に1人の子ども、300万人以

上が困窮しているというのが現実です。

さらに、ひとり親家庭、その多くが母子世帯だと思わなければならないけれども、それに限って見ますと、貧困率は54.6%、2人に1人が貧困状態であり、極めて深刻といえます。児童扶養手当や児童手当をもらっていても貧困は解消されていないというのが現状だと思います。しかも、貧困ラインは1997年に149万円でしたから、社会全体が貧困化しているのがわかります。この30年間で景気がよいとされた時期もありましたが、貧困率の上昇が単に景気動向に影響されていることでもないということが明らかになっています。

貧困であることは単にお金がないということにとどまりません。落ちついて勉強できる環境がない、家に必要な本や雑誌がない、親が仕事で忙しく、なかなか相手にしてもらえない、家族でレジャーに出かけられない、朝食を食べていない、栄養価のある食事が摂取できない、病院にアクセスできない、社会とのつながりが欠如しているなど、発達の諸段階で当たり前の生活ができず、十分な機会が与えられない結果、様々なハンデを背負った大人になり、貧困が固定化し、次の世代に連鎖をしていきます。

そのような背景の中で、国も2013年6月、衆参両院の全会一致で、子どもの貧困対策の推進に関する法律を成立させました。昨年8月には子どもの貧困対策大綱を閣議決定し、教育、生活、就労、経済を重点施策に位置づけておりますが、子どもの貧困の削減への数値目標は盛り込まれず、不十分なものと言わざるを得ません。

そのような中で県が果たしていく役割は極めて重要であるという認識の上に立って、何点か質問いたします。

子どもの貧困問題に対する社会の理解が進んでいないなというふうな実感があります。私がこの一般質問を通告いたしましても、本当に周りに子どもの貧困問題など存在するのかという反応でしたり、その子どもの親の努力が足りないのではないのか、自助努力や自己責任を言う、社会構造の問題ではなく自己責任の問題で片づけられてしまうんだなというふうな声もお聞きをしました。

少し興味深い数字があるんですけども、アメリカのシンクタンクが2007年に調査した各国のデータなんですけれども、自力で生活できない人たちを国や政府が助けるべきとは思わないにイエスかノーかで答えていただいた割合なんですけれども、自力で生活できない人たちを国や政府が助けるべきと思わないと答えた人が、インドが8%、中国が9%、ドイツ7%、フランス8%、イギリス8%、自己責任の国でもあるアメリカが28%、そして、日本が何と38%で、いかにこの子どもの貧困問題に対して私たちの社会というのは貧困なんだろうかというふうな印象を持ちました。

そこで伺いますが、この子どもの貧困問題を社会構造の問題として捉える県民全体の意識をどのように醸成していくお考えがあるのか御答弁をいただきたいと思います。

次に、市町との連携ですけれども、子どもの貧困対策の法律の中には都道府県に子どもの貧困対策の計画策定の努力義務を設けておりますが、一方で、市町村には求めておりません。それぞれの施策の実施主体、多く実施主体にもなろうと思えます市町との連携をどのように図っていくのか。

この2点について御答弁いただきたいと思えます。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、子どもの貧困対策につきまして2点御質問いただきましたので、御答弁申し上げたいと思えます。

まず、子どもの貧困対策についてどのような形で醸成をしていくのかということでございますけれども、県では今年度、三重県子どもの貧困対策計画、これは仮称でございますけれども、それを策定することとしておりますが、議員御指摘のとおり、子どもの貧困というものは非常に実態が見えにくくわかりづらいということから、まず、関係機関に対する聞き取り調査による実態調査を行った上で支援策を検討していく必要があると考えております。ですので、そういった実態調査できちっと実態を把握しながら計画をつくる中で、県民全体としての取組ということで機運を醸成していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、市町との関係でございますけれども、子どもの貧困対策の推進に関する法律におきましては、市町には計画策定は求められておりませんが、県と同様に、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされておるところでございます。

このことから、子どもの貧困対策に取り組む上で市町との連携は重要であると考えておりました。現在、局長が市町を訪問いたしまして、子ども・家庭政策において、市長、町長との意見交換を行っているところでございますけれども、ここでも子どもの貧困対策もテーマの一つとして取り上げているところでございます。

県といたしましては引き続き、市町との情報交換を行うなど福祉の相談現場を担い、支援が必要な人に一番身近な存在である市町の声を聞きながら計画の策定を進めるとともに、市町と一体となって対策についても進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今の御答弁に対して何点か伺いたいですけれども、今、特に市町のほうでは、この4月に新しい子ども、子育ての新制度がスタートしまして、ちょうど本年度から新たな子育て支援に関する計画を策定している自治体が多くなるかと思えます。そして、その中で、やはりその計画の中に子どもの貧困対策ということが位置づけられていないという事例が多くなるかと思うんですけれども、県の計画と連動したような形で市町の計画の中にも子どもの貧困問題を取り組んでいくように、どういうふうにそのことを促進していくのかというお考えがありましたら伺いたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、代表質問でも知事から何らかの数値目標を盛り込んでいきたいという前向きな御答弁がありました。その中で特に大事なと思うのは、貧困率を下げするためには親の可処分所得を増やしていく取組が非常に大事なのかなというふうに思います。そして、その中で、

県として実態も踏まえた上で何らかの直接的な、経済的な支援を考えていく、可処分所得を増やすような取組を直接考えていく可能性というのはあるのかどうか。

この2点、お伺いしたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 市町との連携の關係の点でございますけれども、特に市町の計画自体をつくるとか、つくる方法につきましては市町の自主的判断になるのかなとは思っておりますが、県といたしましては、実際に身近なところでやっていただく市町というのが大事でございますので、県の計画をつくる中でも市町と十分協議しながら、市町の意見も反映しながら、場合によっては市町のほうでの計画にも盛り込んでいただくようなことも相談させていただきながら対応していきたいと思っております。

それから、2点目のいろんな、財源といいますか、経済的支援の手当でございますけれども、いろんな今までもそういった形で取組を進めておりますので、そういった問題につきましても整理をしていきたいと思っておりますし、また、実態調査の中で、本当に、真に必要なものが何かということも確認をさせていただきながら計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 経済的な支援なんですけれども、子ども医療費の問題も今回の議会で数多く出ておりましたし、給付型の奨学金ということも考えられるでしょうし、また、生活保護基準が引き下げになった關係で、連動して就学援助もこれから各市町では厳しくなっているのではないかということもしっかり捉えていていただきたいなと思えます。

それから、次の質問に入りますけれども、保育所の役割について少し確認をしたいんですけれども、日本の保育所はあらゆる所得階層の子どもたちに普遍的なユニバーサルサービスを展開しながらも、子どもの発達や健康、生活にかかわる問題を早期に発見することなど、貧困世帯が抱えがちな困難を

緩和する役割を果たしてきたというふうに思っています。

保育士がソーシャルワークの機能を持つ必要性が、今、語られておりますけれども、特に私立保育所では勤続年数が短くなっている、そして、公立保育所では、特に合併した自治体など、定数管理が大変厳しい中で、非正規の保育士さんがフルタイムで働いてクラス担任も持っているという、そんな実態もあります。

県として、保護者が抱える子育てに関する課題に対して相談に応じたり助言ができるような専門性や経験を有する保育士を確保していくために、人材育成や、あるいは処遇改善に向けたことが求められているというふうに思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 保育所の関係でございますが、保育所におきましては議員御指摘のとおり、あらゆる所得階層の家庭の児童を受け入れているということでございますので、県におきましては、所得階層にかかわらず、日常生活における基本的な生活習慣が身につけておらず、家庭環境に配慮が必要な児童に対して支援を行っているところでございます。

これらの児童に対しましては、定期的に家庭訪問を行うなど、親と子に寄り添う支援が必要なことでありますから、保育士を増員してきめ細やかに対応することが重要と考えておりまして、そういった増員を行う保育所に対して支援を行っているところでございます。また、これらの保育士を中心にワーキンググループもつくりまして、学識経験者も参加いたしまして調査、研究を行っております。昨年度はリーフレットなどをつくりまして、県内の保育所に配付して保育士の資質の向上を図っているというところでございます。

今年度は、先ほども申し上げましたとおり三重県子どもの貧困対策計画（仮称）を策定することを考えておりますので、保育所のほうにも聞き取り調査によりまして実態調査を行うこととしており、その調査結果やこれらの施策も踏まえながら必要な支援策を検討していきたいというふうに考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 時間が結構来ましたので急いで発言します。

もう一つは結婚歴のないひとり親家庭と結婚歴のあるひとり親家庭に関する格差の問題についてなんですけれども、結婚歴のないひとり親家庭は寡婦控除を受けることができません。これは結婚歴のあるひとり親家庭にしか適用されないということになっております。

この寡婦控除を受けた後の所得で、県営住宅や、あるいは保育料の決定、軽減などを行うものなんですけれども、今、最高裁が2013年7月に、両親の法的結婚の有無で子の相続分に倍の開きが出ている民法の規定について、法もとの平等を定めた憲法に違反するという判決を下しています。

それ以降、結婚歴の有無によって適用に差を設けている各種制度の見直しをはじめ、非婚のひとり親家庭に対する支援制度を検討する自治体が増えています。2013年には、沖縄県で県営住宅の住宅料の算定に当たってみなし適用が行われ、三重県でも昨年からは県営住宅において適用されるということになったというふうに聞いています。

これをぜひほかの施策にも、子どもの貧困対策やひとり親家庭の支援という切り口で拡大していただきたいというふうに思いますし、福祉部局を通じて幅広く、当事者の皆さんや県民の皆さんに周知をするという取組を行っていただきたいなと思うんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） ひひとり親家庭につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきまして、国、県、市町が様々な支援策を講じているところをごさいます、同法では、税法等で対象外としております未婚のひとり親についても対象としているところをごさいます。

本県ではこういう状況も踏まえまして、先ほども御指摘がありました、昨年の4月から県営住宅の家賃の算定につきまして、未婚のひとり親を対象に、寡婦控除のみなし適用、すなわち婚姻歴のあるひとり親と同様の扱いを行っているところをごさいます、この取組につきましては、都道府県とし

では沖縄県に次いで2番目というふう聞いておるところでございます。

御指摘のとおり、ひとり親家庭を取り巻く環境は非常に厳しいということでもございますので、今後、三重県子どもの貧困対策計画（仮称）を策定していく中で、御意見のありました寡婦控除のみなし適用につきましても課題として留意をしつつ、子どもの貧困対策を検討してまいりたいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。

性的マイノリティーの方々の施策に、生きやすい三重県を目指してということでお伺いをいたします。

まず、少しLGBTとは何かということなんですけれども、（パネルを示す）Lであるレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性の同性愛者、Bはバイセクシュアル、両性愛者、Tはトランスジェンダー、性同一性障がいの方々もそうなんですけれども、そういう略称であるということをまず御理解いただきたいと思います。

それから、この表を見ていただいたらよくわかるんですけれども、（パネルを示す）LGBTに対する人が周りに、身近なところにいますかという問いなんですけれども、スペインが63%、オーストラリア51%と続いているんですけれども、日本が周りにいると答えた人が8%、そして、韓国は4%ということなんですけれども、このLGBTが世界の中でこの地域に多くて日本にだけ少ないということではなく、電通の調査によりますと、LGBTの当事者はこの日本でも7%、5%から7%いっちゃうというふうなデータがあります。それは、日本に少ないのではなくて、ただ声を出せないだけなんだという、そういう認識で質問したいと思います。

まず、教育委員会にお伺いをしたいんですけれども、性的マイノリティーの子どもたちの教育現場における対応についてお伺いします。

文部科学省は今年4月に、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細か

な対応の実施等についてという通知を全国都道府県教育委員会に出しました。その内容は、性同一性障がいをはじめ、性別違和や多様な性的志向を有する子どもたちの学校生活における配慮や支援に関するものです。

県の教育委員会として、この通知をどのように生かして、学校の中でLGBTと言われるお子さんが楽しく学校へ行けるような環境をつくっていくおつもりなのか、御答弁をいただきたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 性的少数者における国の通知を受けた県教育委員会の対応について御答弁申し上げます。

議員から御紹介のありました平成27年4月に文部科学省からの通知を受けまして、県教育委員会といたしましては県立学校及び各市町教育委員会を通じて公立小・中学校へ周知し、教職員等の間で情報共有しチームで対応することや医療機関との連携など、適切に対応されるよう依頼したところでございます。また、法務省が一部動画サイトで公開している「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」という人権啓発動画を各学校に紹介し、活用を働きかけてきたところでございます。

これまで県教育委員会では、国の通知に先立ちまして平成24年に、教職員用として人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を作成し、県立学校へ配付しました。その中で、「性のありかた いろいろ」として、性同一性障がいや同性愛者について取り上げ、生徒が多様な性のあり方をワークシートで学べるようにもしております。平成26年度には、性的マイノリティの方を講師として教職員研修を実施するとともに、講演内容をもとに全ての教職員が研修できるようにホームページで情報提供いたしましたところでございます。

今後の対応でございますが、平成27年度には小学校高学年を対象といたしました教職員用の人権学習指導資料を新たに作成し、児童が性的マイノリティの人権について、ワークシートで学べるようにいたします。今後とも、児童・生徒が性的マイノリティへの理解を深めるための学習活動や、人権

教育や生徒指導等の教諭、あるいは養護教諭などを対象とした研修の実施を進めるとともに、学校全体が当事者の児童・生徒の悩みや不安を組織的に受けとめることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの活用も含め、性的少数者である子どもたちに寄り添える体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 学校の先生方もやはりそういう実態が見えにくいということで、どういうふうに接したらいいのかなというふうなことがわかりにくい、そういう声も聞かせていただきまして、やっぱりいろんなきめ細かい対応って、きっと既に現場でとられているんだと思うんです、例えば修学旅行ですとか。そういう取組を先進事例としてぜひ現場の中で共有していただきたいと思います。

それから、県営住宅についてお伺いをいたします。

今の公営住宅法、これまでの日本の公営住宅法の中では、同性同士のパートナーが公営住宅に入ることができませんでした。しかし、それは、2008年、国連の人権規約委員会から指摘を受けて、日本におきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって、公営住宅における同居親族要件というのが撤廃をされました。そのことは、日本政府も国連に対して報告をしています。

この同居親族要件、やはり真に住まいに困窮している当事者の立場に立って、この同居親族要件、県の条例にはまだ残っているかと思うんですけれども、撤廃をするべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○県土整備部長（水谷優兆） 県営住宅への入居についてお答えをいたします。

本県では、住宅に困窮する一定の所得以下の方のために低廉な家賃で良質な住宅を供給することを目的として、昭和35年に県営住宅条例を制定し、入居者の募集等を行っています。本県の県営住宅は世帯向けの間取りとして建設し、供給しています。

仮に同居親族要件を廃止した場合、学生などの単身入居や友人同士の入居が可能となる一方、子育て世帯や高齢者世帯など、同居親族のある世帯の入居が今よりも困難となります。また、世帯向けの間取りを十分に活用できなくなることから、同居親族要件を維持しているところです。

同性カップルについては、県営住宅条例上、入居資格である同居親族要件の親族には該当しないため、県営住宅に入居することはできません。しかしながら、最近の事例として、性的少数者等の人権の尊重を目的に、事実上婚姻関係と同様の事情にある同性カップルに対し、男女の婚姻関係に相当する関係と認める証明書を発行するという条例を制定した自治体も出てきていることから、各都道府県や県内市町の動きを注視していきたいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 今回、サミットも誘致をされることになりました。先ほどのグラフでもお示しをしましたがけれども、やはり多様な生き方、多様性を重視していこう、そして、人権保障の流れというのは、これは世界的な潮流だと思います。サミットで浮かれているばかりではなくて、しっかりそういう思い、旗印を我が県は背負っているんだという、そういう認識に立っていただきたいと思うんですけれども、この問題について知事の御感想がありましたら伺いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 昨年度、教職員の研修の講師に来てくれた杉山文野君は僕の10年来の友達です。なので、私はそういう方が身近にいたので理解をしていましたけれども、やっぱりそういう機会が多いということが大事だと思います。ですので、今回の政策集にはLGBTを明確に入れて、人権教育のところをさせていただきました。

先ほど御指摘があったように、G7のサミットの宣言文の最初にも、人権の尊重って書いてあります。三重県の重要な精神性も多様性を寛容に受け入れるということだと思います。

今は人権の基本方針のところにはLGBTの関係のところは入っていま

せんので、できれば、今年度策定予定の第2次三重県男女共同参画基本計画の第二期実施計画の中で、審議会の委員の皆さんの意見を聞きながらとなりますけれども、何らか、より広く施策に反映できるように盛り込むことを検討したいと思います。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

これからの取組を注視していきたいと思います。

それでは、最後、もう2分しかないんですけれども、伊賀市の岡本栄市長は2014年の芭蕉生誕370周年にちなみまして、伊賀市民の責務として、俳句、俳諧、芭蕉の精神世界を次世代につないでいく、そして、内外に発信することを目的として、ユネスコの無形文化遺産への登録を目指すことを表明いたしました。

ユネスコの世界無形文化遺産なんですけれども、文化財保護法が定義する文化財に当てはまるということが条件になっておりますけれども、2013年に登録をされました日本人の伝統的な食文化、和食についてはその例外となっています。そのときに、京都府が大変大きな役割を果たして、トップがいろんな発信をしていったというふうにも聞いておりますけれども、ぜひ芭蕉生誕地は三重県であるということを発信していくこと、そして、ユネスコの無形文化遺産を目指す運動に県として協力をしていただけないかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 無形文化遺産登録に当たりましては、まず、伊賀市において俳句の文化財としての価値等を整理していただくという順番がありまして、その後、本県の文化財所管部局をはじめとする関係部局との協議等を行っていただくこととなっております。

私のほうは、所管としては文化の振興でございますので、Mi e Muでの顕彰、偉人の顕彰とか、そういったことをやらせていただいて、しっかりと

協力はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ぜひまた伊賀市と調整をしていただいたり、やっぱり行政的な動きだけではなく、知事のトップリーダーとしての発信もぜひお願いをしたいと思います。本来ならばここで俳句を読むべきだったんですけども、ちょっとまだまだ未熟なもので、今後の先輩方に学んでいきたいと思えます。

本当に今日はありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 15番 吉川 新議員。

〔15番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○15番（吉川 新） 度会郡選出の新生みえの吉川新でございます。議長のお許しを得て一般質問をさせていただきます。

まず、伊勢志摩国立公園が指定されて70周年の記念事業についてお伺ひいたします。

戦後の第1号の国立公園として、昭和21年に伊勢志摩国立公園が指定されました。そして、来年度70周年を迎えます。この5月27日には70周年の記念事業の実行委員会が立ち上げられました。県と3市1町の関係者でございます。指定されて間もなくこの公園内に産声を上げて育った山本教和議員が会長の任に当たられるということで、地元を知り尽くして地域を最も愛する人がこの事業を引っ張っていただくことに大いに期待をいたしております。

国立公園に指定されたこともありましてか、伊勢志摩には乱開発も及ばず、景観もすばらしいまま保全され、歴史文化資産も多く、食材も含めてまさに美し国伊勢志摩でございます。一昨年には御遷宮で、1300万人を超える入り込み客でにぎわいました。昨年も1000万人を超えることができました。中村議長は常々、このすばらしい活気を御遷宮年の一過性にとどめない政策を主張してみえましたが、さすがに今年に入りまして、お正月には明らかに参拝

客の減少等、陰りが見られました。いささか不安な感じをしております。

この地は、平成29年には全国菓子大博覧会、平成30年には全国高校総体、また、引き続いて国体だとか障がい者の大会、連担するイベントが計画されております。折しも、ビッグニュース、伊勢志摩のサミット開催が決定されました。このようなタイミングで伊勢志摩国立公園指定70周年記念の事業が行われるわけでございます。県直営の事業ではございませんが、嬉しい限りでございます。

この報に接したとき私には、サミットとか、知事がいつも言ってみえるインバウンドとか、そういった言葉がこびりついております。今の伊勢志摩の魅力って何なんだ、来られる方々の観光に求めるものは何なんだ、外国人の人たちにとっての魅力というのは何なんだと思ったわけでございます。凛とした伊勢神宮の精神性やお神楽、みこは、外国の方たちも大いに魅了するんじゃないかと思っています。人々のマナーやもてなしの心も強い印象を与えるだろうと思っています。

サミットに関しては、配偶者プログラムも非常に大事だと知事も考えておみえでございました。アメリカの友人から、サミット開催の報で情報を届けていただきました。配偶者プログラムでございますけれども、今風で言うと、やっぱりきらびやかなおもてなしじゃなくて、社会的なメッセージを発信するようなパートナー外交が要るんじゃないか、そんな、アメリカ、ニューヨークからでございますが、情報も届けていただきました。

伊勢志摩国立公園は、その中に多くの方が住まいする特殊な公園でございます。スポット的に名所旧跡、景勝地がありますが、私たち地元の者にとってはすばらしい景観も余りに日常的なゆえ、その魅力を自覚しなかったり、美しさ磨きについても怠っているのではないかと心配もしております。私は、伊勢志摩の魅力に、景観や歴史資産、食などのほか、純朴で温和な人々、その生活風土も大きな魅力だと思っています。他の地域から域内へ入ってきたときに、何か雰囲気が違うな、道端にはきれいな花が咲き、小ぎれいな小公園があったり、森に荒れ果てたような風倒木もない、海岸もきれいになっ

ている、河川敷もきれいです、そんな、さりげないけれども、しかし、印象深くて落ちつけるような、住んでみたくなるような魅力がこの地の魅力じゃないかなと思っております。そんな魅力に引かれて来られる人の旅の形は滞在型で、体験型で、地域の人たちとの交流型のような気がいたしております。

お尋ねします。この70周年記念事業、どのように行われるのでしょうか。また、この事業のフィナーレは11月で、サミットより5カ月ほどタイムラグがあるわけですが、プレの期間はサミットと重なってまいります。ぜひ相乗的な効果を期待するわけですが、この点にも言及していただいております。よろしくお願いいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 2016年主要国首脳会議、サミットが伊勢志摩で開催されることが決定し、伊勢志摩に今、世界中から注目が集まっています。こうした中、サミットと同じ年に当たる伊勢志摩国立公園指定70周年を、地域が誇る美しい自然や豊かな伝統文化を世界に発信する絶好の機会と捉え、今、議員も御紹介いただいた平成27年5月27日に発足しました伊勢志摩国立公園指定70周年記念実行委員会において、特にサミット開催で効果が期待される国内外からのお客様、こういった方々を、地域の特徴を生かしてしっかりとおもてなし、取り込んでいけるような、そんな記念事業の準備を進めているところであります。

伊勢志摩国立公園は、公園内に多くの人々が暮らし、湾内に浮かぶ真珠いかだや海女の姿、悠久の歴史を誇る伊勢神宮など、美しい自然と豊かな海の恵み、暮らしや歴史文化が融合する、世界的にも珍しい自然公園です。

このような伊勢志摩の地域の特徴を生かし、現在、鳥羽市菅島の子どもたちがガイドを務める島っ子ガイド、あるいは、志摩和具で行われています志摩の国海女漁体験ツアーといった、自然や伝統文化など、地域の魅力を体験していただくエコツーリズムの取組が盛んに行われております。

伊勢志摩国立公園指定70周年記念を契機としてエコツーリズムの取組を一層発展させていくため、メインイベントとして国内から人を呼び込む全国エ

コツーリズム大会を開催することとしております。さらに、伊勢志摩を広く売り出していくため、実行委員会を中心に、国内外に向けた情報発信や、メディア、旅行会社等と連携したエコツアーの企画、外国人観光客の積極的な受け入れに向けた、議員も御指摘いただいたおもてなしの向上、さらには、語学力などのアップ、エコツーリズムの取組を次世代に継承していく地域の若者の確保、育成に取り組んでいます。

来年秋開催の伊勢志摩国立公園指定70周年記念事業に向け、サミット開催の取組と連動させながらこうした取組を継続的に取り組んでいくとともに、この記念事業が、一過性に終わらせることなく、関係者が一丸となって展開し、伊勢志摩地域の多くの地域に多くの人々が集い、そして、交流が拡大していく、そうした取組へつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

エコツーリズムだとか継続的とか交流とかいうキーワードを述べていただきました。ありがとうございます。また、インバウンドといいますか、インバウンド対応といいますか、受け入れるための人材育成や学生や子どもたちといった言葉も触れていただきました。そのような形で一生懸命盛り上げていただきたいと思います。

また、一昨日の西城みえ伊勢志摩サミット推進局長のサミットの話の中で、北海道洞爺湖サミットの花いっぱいでお迎えプロジェクトといった例示も挙げていただきましたが、県民が総参加で盛り上げる、そんなようなイベントにつながっていただければな、そういった意味では、予算的に、例えば県土整備部の道路の維持予算みたいなのも集結するように地域磨きをしていただければありがたいな、こんな要望をさせていただいて、この質問を終えさせていただきます。

続きまして、オープンデータ事業ということについてお伺いしたいと思っております。

総務省におきましては、行政の持つデータのオープン化を推進しております。このことによりまして、行政の透明性、信頼性の向上、国民参加、官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化が三位一体で進むことが期待されるとしております。平成24年7月、電子行政オープンデータ戦略におきまして、政府自ら積極的に公共データを公開する、機械判読可能な形式での公開をする、営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する、取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積していくといたしました。

私は、オープンデータに早くから取り組んでいる福井県の鯖江市を一昨年調査いたしました。鯖江市では、市内データのみより、より幅広いデータのほうが市民が使いやすくなる、したがって、近隣市町村にも県にも同調してオープンデータ化を進めるように働きかけているという報告を聞いておりました。そして、つい先般、県レベルでのオープンデータ化を全国2番目に取組んだのが福井県でございます。そこに調査に参りました。

また、本県におきましても今年2月からオープンデータライブラリーを公開し、また、そこでは津市のオープンデータライブラリーもリンクを張っております。昨年からは庁内オープンデータ推進ワーキングを立ち上げ、4月にはビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会に参加されたと聞いております。

現在どのような進捗状況なのか、また、県下の市町に対して何らかの同調の働きかけをしているのか、また、今後どのように進めていこうとされているのかについてお尋ねいたします。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） オープンデータ化の取組について御質問いただきました。お答えいたします。

三重県においては平成27年2月から三重県オープンデータライブラリーを開設し、防災、健康・福祉、文化・観光など、大きく八つの分野に分けて、32のデータセットというまとまりをもってオープンデータとして公開を開始

いたしました。

主なデータといたしましては、御紹介させていただきますと、防災分野では市町ごとの土砂災害警戒区域等の位置図、健康・福祉分野では県内のユニバーサルデザイン施設の保有設備や位置情報など、それから、文化・観光分野などでは県内の歴史街道の位置情報や通行の可否等のデータを公開しておりますところでございます。

県の保有するデータのオープン化につきましては、議員から御紹介がございましたように庁内関係課によるワーキンググループを立ち上げておりまして、オープンデータの推進に関する基本的な考え方という庁内の合意形成を図った上で進めさせていただいております。そこではオープンデータを、基準を定めまして指針というもので進めさせていただこうというふうに考えておりまして、まず、データの範囲でありますとか、これは、具体的には県のウェブサイトで既に公開しているものをオープン化していこうという考え方を基本にしております。それから、もう一つは、総務省のほうでも出しておりますけれども、機械判読に適したデータによる公開がいいという基本的な考え方でございます。

ただ、一方で、これに要する経費、時間もございますことから、まずはオープンをするというのを原則的に優先して公開をさせていただいておるといところでございまして、現在、県のデータもCSVになっておらず、PDFのファイルでありますとかエクセルファイルというものをそのまま公開しているものもございます。そういったことから、今後もそういった部分を順次、機械の判読に適したデータに向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

一方、市町の支援につきましては、県の三重県電子自治体推進連絡協議会等の機会を捉えまして、全市町に対して、県のオープンデータの取組や県内市町の動向、県外の先進事例等についての情報共有を行ってきているところでございます。今後も、データ様式の統一などを含め、国等の動向を注視しながらも、県内市町のオープンデータの取組を支援してまいりたいと考えて

おるところでございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

三重県がウェブサイトで公開しているデータからオープンにしていくというような話、また、市町に対しても連絡協議会等で情報共有していくというようなお話でございました。データの形、機械読み取りができるという形に先立ってPDFもエクセルもオープンにしておるといような状況を聞かせていただきました。

福井県では一つの課でこれを推進しておりまして、その考え方が、とにかくオープンするのが目的だと。データの価値やら利用の仕方は相手側が考えることだと。だから、できるだけ早いオープン化をします。それから、もう一つは、オープンされたデータが使いやすい、そういった意味で機械読み取り可能なデータというわけですが、様式、データの形、それを統一化すること。それと、もう一つは、使う人が検索したり、ばらばらにオープンされるんじゃないで、見やすい形でオープンにする。市町に対してはなかなか、データの形を整えたり、意識もそうですが技術もないようなケースがあるので、そこら辺のお手伝いを県がして、敷居を下げて参入を促す、そんなようなことをやってみるとお聞きいたしました。

今、時代がやはり情報化であったりデジタル化であったりするわけでございます。また、行財政も逼迫して経費も苦しくなってきたわけですから、効率的にサービスを落とさないような仕組みでもこういった外部の力を誘発するようなオープンデータ化というのは非常にすばらしいことなんじゃないかなというふうに思っております。

福井県の事例でございますが、オープンにしたデータをやっぱりできるだけ早く活用してほしいわけですから、アプリケーションソフトのコンペみたいなのをして、優勝賞金10万円とか、ごくわずかな予算なんですけど、そんな仕組みで利用の活性化を図る、そんな努力もしておりますので、今後の課題だと思いますが、ぜひやって、進めていただきたいなとお願いを申し上げます。

時代の流れでもありますし、ビッグデータの活用というものも取り上げていかんならんし、世の中ではクラウドソーシングといった仕事の仕方も、だんだん行政需要も広がってきているというふうに思っております。マイナンバー制も進められておるわけですが、そういった複合的な考えでまずしやすいオープンデータについて力を入れていただきたいことをお願いしてこの項の質問を終わります。

続きまして、障がい者の雇用対策についてお伺いいたします。

全国で最低位にありました三重県の障害者実雇用率は、懸命の取組の成果か、平成26年度障害者雇用率改善プランの目標1.70%を大きく超えて1.79%、順位も最下位から一挙に33位まで上昇いたしました。うれしい限りでございます。また、念願の、多くの期待を寄せたステップアップカフェC o t t i 菜も、昨年暮れ、12月24日にオープンいたしました。

人口減少、高齢化、生産年齢人口減などの状況にあって、政府は女性や高齢者の雇用の促進が重要との考えを示しております。

また、ニートとかひきこもりなどの社会復帰も、本人の生き方、幸せの意味からも、社会負担の軽減の意味からも、重要な取組の時代に入ったかなと考えております。

そこでお伺いします。平成26年度、非常によい結果の出た障害者実雇用率のアップをどのように分析しておみえなのか。

C o t t i 菜オープン約半年での成果をお教えいただきたい。さらに、今後のさらなる機能化についてお願いいたします。

また、3番目に、ニート、ひきこもりの方など少数の方たちの社会復帰の取組を行ってみえるのかどうか。

この3点についてお答えをお願いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 3点御質問いただきました。

まず、1点目、障害者実雇用率が上がった要因分析の点についてでございます。

障害者実雇用率の向上については、三重労働局と県が連携して平成25年11月に障害者雇用率改善プランを発表し、目標数値を1.70%と掲げて取り組んだこと、また、その達成に向けて、重点項目を決めて取り組んだこと、さらに、労働局長や知事が地域に影響のある企業に対して働きかけを行ったこと、この効果が大きかったものと考えております。

労働局、ハローワークでは、プロジェクトチームを設置し、全ての法定雇用率未達成企業に対する訪問指導、障がい者に対する職業紹介の強化、各地域におけるミニ版の就職面接会の追加開催など、取組が強化されております。

こうした取組を行う中、企業からは、労働局、ハローワーク、県、市、支援機関など、関係機関が一丸となって推進していることが感じられた、雇用に関する具体的な提案をいただいたり、きめ細かい支援をいただけるようになったと実感しているとの御意見もいただいており、目標を定めて集中的な取組を行ったことが雇用率の改善につながったと思っております。

また、障がい者雇用を推進する新たな仕組みとして、経済界や労働団体をはじめ様々な関係機関の皆様とともにC o t t i 菜を設置しようと準備を進めたことによって県全体の機運が醸成されたこと、これも大きな要因であるというふうに考えております。

それから、特例子会社が2社設立されたことによって新規雇用が増加したことも大きな要因であるというふうに考えております。

2点目のC o t t i 菜の成果と今後の展開、機能強化についてのことでございます。

C o t t i 菜の運営については、カフェ機能をはじめとする三つの機能がありますが、その狙いは六つの基本コンセプトの実現にあります。

一つ目の「県民が障がい者と交流し理解を深める場」の成果としては、継続して1日130人程度、たくさんのお客様に御来店いただき、障がいのあるスタッフと接していただくことで障がい者雇用への理解が着実に進んでいることです。何度も来ていただくお客様の中には、スタッフの姿を見ると元気になると応援をいただいている方もいらっしゃいます。

今後は、障がい者だけでなく私たち社会全体の意識や行動もステップアップしていくことを目指すC o t t i菜のことに、県民の皆様にもっと広く知ってもらうことが重要であると考えております。

基本コンセプトの二つ目でございます「企業で障がい者が戦力になることの理解を促進する場」の成果としては、総合文化センターの中に出店したということも大きいのですが、お一人ではなかなか町なかのカフェに入りづらい男性の方にも、センターの中で企業研修やセミナーがあった際には御来店をいただいていることです。これは、企業の中で障がい者雇用の理解を進めていただく上でとても大きな成果につながると考えております。

今後は、障がい者雇用推進企業ネットワーク等も活用し、企業関係者と障がい者の接点をさらに増やしていきたいと考えております。

三つ目の「実践的訓練の場」の成果としては、教育委員会と連携し、定期的に県内の特別支援学校の学生の実習も受け入れています。実習を経てC o t t i菜に就職したスタッフもあり、先月には就職した先輩の姿を見るために、特別支援学校の生徒に御来店をいただいたところです。今後も受け入れる人数を増やしていきたいと考えております。

四つ目の「商品づくりへの支援の場」の成果としては、リピーターがつくほどの人気商品も出てきたことです。引き続き、より多くの就労支援事業所に向けて積極的な商品提案の呼びかけを行っていくとともに、大都市圏の大型小売業の店頭に並ぶほどに品質の高い商品へとブラッシュアップしていきたいと考えております。

五つ目の「障がい者雇用支援機関と企業とのつながりを作る場」につきましては、現在、企業や福祉施設、特別支援学校の関係者の交流会を開催するというような準備が進んでいるところでございます。

六つ目の「職域の拡大を推進する場」としての成果としては、オープン当初から障がい者スタッフが接客や配膳などのお客様の目に触れるフロントヤードで働くことで、障がい者が活躍できる職域の拡大にも取り組んでいるところです。サービスのレベルアップを進めていくとともに、彼らが生き生

きと働く姿を発信していきたいと考えております。

これら六つの基本コンセプトの実現に向けて、引き続きC o t t i菜を拠点として、県民や企業と障がい者をつなげる取組を進めていきたいと考えております。

3点目の若年無業者に対する雇用対策の取組でございます。

若年無業者の就職については、四日市市、津市、伊勢市、伊賀市の4市内の4カ所で団体やNPOが運営する地域若者サポートステーション、愛称サポステでございますが、ここで支援を行っています。

具体的な支援としましては、サポステを利用される方は、働きたいが自信が持てずに一步を踏み出せない、働きたいがコミュニケーションが苦手不安であるなど、いろんな悩みを持っているために、まず、キャリアコンサルタントが相談を受けて課題を洗い出し、それをもとにその人に合った個別の支援計画を作成します。その計画に基づいて、就労につながるような活動として、コミュニケーション訓練等自立訓練や、5日程度の福祉施設や農場等での就労体験を行っていただき、その振り返りを行っております。

このうち自立訓練や就労体験につきましては、県が国の事業を活用して、4カ所のサポステに事業実施を委託しているところでございます。自立訓練や就労体験など、小さな成功の積み重ねによって自信をつけ、就労につながるようサポートが行われているところでございます。

こうしたサポートの結果、平成26年度は、就労体験先で就労した方とおしごと広場みえに来て相談を受けたという方を合わせて464人の方に就労の結果が得られております。

県としましては、サポステに委託する自立訓練や就労体験事業、おしごと広場みえでの取組を通じて、働きたいという思いを持つ若者が就労できるように支援を行っていきたいと考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

分析も本当にしっかりされて、また、ステップアップカフェC o t t i菜

の成果も夢が持てるような感じで聞かせていただきました。本当にありがとうございます。

先ほどの若者支援のサポステも本当に頑張っていたいておるなと思っております。実は、この質問をさせていただきましたのは、この6月に、京都府議会で若者就職支援条例というのをつくられて、その中で、就職を受け入れる企業に対する税制優遇だとか、また、労働の形も、短時間正社員とか限定正社員とか、そんな多様な就労の形も含めていくような条例を、今、上程されているようでございます。

今のサポステも含めましてでございますが、制度も含めて包括的に、働いていない方をもう一度社会復帰させるような試みについては続けていただきたいとお願いを申し上げましてこの項を終わらせていただきます。

続きまして、三重県のエネルギー・省エネルギー政策についてお伺いします。

政府は6月1日に、2030年の望ましい電源構成案を決めました。老朽原発の稼働延長も前提にした原子力の比率は20%から22%、再生可能エネルギーは22%から24%。温暖化ガスの排出量は13年度比26%削減、これは、先般、安倍総理がサミットでも表明されました。

福島も復旧も遅々として進まず、排水問題につきましても、アンダーコントロールと、こういう総理の公言も何かむなしく聞こえるような状況だと思っております。福島は言うに及ばず、東海村の廃炉さえなかなか進んでおりません。六ヶ所村の再処理工場もやっとな年できるかなとは言われておりますが、MOX燃料の使用の宛先もなかなかめどが立たない状況下での今回の判断に、非常な不安を感じております。

国の判断とか政策はさておきまして、4年前にも質問させていただきましたが、地方自治体におけるエネルギー政策というのは、国とは若干違うんじゃないかなというふうに思っております。創エネ、省エネ、そういったところが大きな取扱分野ではないかなというふうに思っております。

平成24年3月に県は新エネルギービジョンを策定いたしました。当時しつ

かり読んでいなかったのですが、その目標値は国の電源構成を三重県に置きかえ換算したり、地域の事業者等からのアンケート、意識調査を重ねて、政策的には芽生えていた数値を加算すると、そんな数字のような気がしております。政策的とか戦略的な要素とか、担当部署のリーダーシップと申しますか、ポリシーがちょっと感じづらい気がしたのですが、しかし、よくやってくれたと思っております。ソーラー発電、風力、バイオマス発電と、結構すばらしく進展しているように思いました。この2年間の数字的に、太陽光とか風力とかバイオマス発電についての達成率と申しますか、進捗率と申しますかについてお答えいただきますようお願い申し上げます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 新エネルギービジョンにおける目標値の達成状況の御質問でございます。

まず、全体のお話もさせていただきます。

三重県新エネルギービジョンでは、おおむね10年先を見据え、平成32年度に向けて、太陽光発電や風力発電など10種類の新エネルギーの導入により、原油換算で県内における最終エネルギー消費量の約10%に相当する85万6000キロワットの削減を目標としております。

計画期間中3年が経過した平成25年度末の導入実績は、進捗率が目標値61.0%を上回る62.4%となっております。

このうち、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電の進捗率でございますが、太陽光発電は、平成24年7月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度を背景に、ビジョン策定時の平成22年度末の6万5000キロワットから、平成25年度末の導入実績は34万キロワットと大幅に導入が進み、進捗率は63.6%となりました。

また、バイオマス発電につきましては、平成25年度末の導入実績で4万8000キロワット、進捗率63.3%となっております。

一方で、風力発電につきましては、平成25年度末に7万2000キロワット、進捗率は29.7%と低調ではございますが、現在、青山高原で8万キロワット

の増設工事や度会町内で2万8000キロワットの新設工事が進んでいるところ
です。

今後も引き続き、三重県新エネルギービジョンに基づきまして、地域資源
や地理的条件などの地域特性を生かした安全で安心な新エネルギーの創出に
取り組んでまいりたいと考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

風力につきましては早晚、私の聞いておる話では11万5000キロワットぐら
いになるんじゃないかな。ちなみに地方創生が叫ばれる今、地域の財産とも
言うべき地域エネルギーを、地域の資本を結集して、もうけも想定して、な
かなか進まない大型公共事業を誘発しようとするような動きも出てまいりま
した。自らの行動から地域活性化につなげようとする大きな動きには非常に
強い関心を寄せております。何のことはまた御想像にお任せします。

ソーラーにつきましては、一般家庭での普及率は5.8%で全国で26位と聞
いております。先ほど報告がありました。メガソーラーでは20万キロワット
ぐらいなのかな。そういったことで、非常に高い進捗率で進んでおります。

それから、バイオマスの進捗率についてはそうでもない報告でございませ
が、私にとっては、3カ所の発電所、3万2500キロワットぐらいがめどが
立ってきたと聞いておりますが、しかし、今、先行しております松阪のバイ
オマス発電所の材料の持ち込みなんです、1年ほど前からストックをして
いましたのでストックは持っておるんですが、動き出してから需要量と運
び込まれた量は若干運び込まれる量のほうが少ないというふうに聞いており
ます。持ち込まれるのは大林家か森林組合で、個人であるとか木の駅であ
るとかからはほとんどないというふうに聞いております。

津の計画なんかは計画の段階から外国のヤシがらを持ってくるというよう
なことになっておりますし、本来、地場の林業支援の側面も含めてのバイ
オマス発電だと思っておるんですが、また、林野庁がそういう筆頭の制度の趣
旨からして、いろんなバイオ燃料の価格で制約をかけて、その持ち込まれる

資格もかけておりますので、なかなか集めにくい状況なのかなと思いますが、仏はつくったわけですので、これから徐々に魂を入れていていただきたいな。裾野の広いバイオマス供給の仕組みづくりにもっとさらに努めていただきますようお願い申し上げます。

もう一つ、先ほどの質問に入れなかったんですが、2004年の3月に三重県バイオマスエネルギー利用ビジョンというものをつくっておりました。その中では、2010年、5年前でございますが、そのときのいろんな未利用エネルギーの活用状態の絵姿を描かれた計画であったと理解しております。この中で、下水道汚泥も畜産ふん尿も生ごみも含めましてメタンガス化等、多様な再資源化に言及をしてみえました。新しい技術の導入や仕組みの工夫、農家や施設管理者の負担軽減とあわせた総合行政で国産エネルギーの有効活用を図れるウイン・ウインの効用が図れるのではないかというような感じで記載されておりました。

11年前のビジョンがどのように総括され、現在の新エネルギービジョンにどのようにつながっているのかについてお教えいただきたいのですが、この件についてはまた後日に譲らせていただきます。

いずれにしても平成24年策定の新エネルギービジョンは、皆様の頑張りでおおむね順調に進行していると理解させていただきます。

今回の知事選で、「みえ『開花』宣言。」において新エネルギービジョンを中間見直ししていくというふうにあります。私は国の電源構成案に疑問を持っておりませんが、見解の相違とか現状と予想の違いなどで、机上の空論で四の五の言うより、地域から実践として期待できる新エネルギー開発の可能性を上方修正していくことが大切と考えております。このタイミングでの中間見直しの視点や独自のエネルギー政策の深化と表現されておりますことについてお教えいただきたいと思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 中間的な評価、見直しの点でございます。

平成32年度を目標とする三重県新エネルギービジョンにつきましては、県内における太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入状況や、新エネル

ギーを活用したまちづくりの進展などを踏まえて、今年度、中間的な評価を行い、その結果を受けて見直していきます。

三重県新エネルギービジョンに対する中間的な評価、見直しについては、平成27年6月に公表された国の長期エネルギー需給見通し、報告書案でございますが、これにおいて、平成42年度における電源構成に占める新エネルギーの構成割合は12%から14%と、平成21年時点の見通しの割合から3%から5%高くなっているということ、それから、2点目としては、平成32年度末の目標値は再生可能エネルギー固定価格買取制度による導入見込みが考慮されていないこと、3点目としては、状況に即した適正な数値目標を設定する必要があることなどに留意をして見直してまいりたいと考えております。

独自のエネルギー政策の深化についての点でございます。

新エネルギービジョンについて、五つの戦略プロジェクトを掲げています。

五つの戦略プロジェクトにつきましては、一つ目、新エネルギーごとの目標達成等を踏まえた導入支援のあり方、それから、桑名プロジェクト、熊野プロジェクトなど、地域のモデル事業を今やっておりますので、そういった課題と成果を踏まえたことをこれから水平展開するにはどのような課題があるかということ、それから、新しい関係でございますが、水素エネルギーの活用促進と地域活性化、バイオリファイナリーの研究開発と実用化、調査研究が進むメタンハイドレートによる地域活性化などという点を分析しまして、評価、見直しを行っていきたいと考えております。

いずれにしましても、中間的な評価、見直しを進めるに当たりましては、有識者、企業、市町、関係団体などから構成される懇話会の御意見を聞きながら取り組んでいくこととしております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

エネルギーを取り巻く環境は非常に早く変化しておりまして、原油価格の話もありますし、固定価格制度の影響もいろんな切り口から議論されております。まず、2年間たった中間的な評価をしていただいて、これからの戦略

を多くの方の声を聞いて組み立てていただくということでございますので、期待をさせていただきます。

なお、これも京都府の話でございますけれども、この6月定例会で条例を上程されるということです。すなわち、京都府がつくっておったエネルギービジョンが進捗がなかなかはかどらずに、やはり施策的なインセンティブを与えないかんという趣旨で京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例ということをつくられるようでございます。全国初の条例として、独自の税制上の支援まで行うような盛り込みになっております。

続きまして、冒頭申し上げました省エネルギーということなのですが、このエネルギービジョンの中で省エネという言葉は上がっておりますけれども、具体が余り言及されておりません。環境生活部のほうで、地球温暖化対策課で省エネ対策といったことをやっていただいておりますということでございますが、地球温暖化対策はもとより、資源小国の我が国でエネルギー政策における省エネ対策というのは非常に重要と考えておりますが、省エネに関しての政策、また、数値的な目標を掲げておるのか、どのように考えて進めておみえなのかをお伺いいたします。

○環境生活部長（高沖芳寿） 家庭における省エネルギーでございますけれども、地球温暖化防止からの観点ということで非常に重要であると考えております。私ども県としては、平成24年3月に三重県地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、家庭での省エネの推進に取り組んでまいりました。

この取組の一つとして、環境月間であります6月には、家庭での省エネ、節電の県民への呼びかけ、さらには、電力需要の厳しい夏と冬においても、知事のほうから県民の皆様へ、省エネ、節電への御理解、御協力を呼びかけております。

また、三重県地球温暖化対策推進条例に基づきまして、自主的かつ積極的な取組を推進するために指針をつくりまして、建築物の指針でございますけれども、空調とか照明、あるいは建築資材などの住宅の省エネ化に有効な情報を提供しているところでございます。

さらに、地球温暖化の関係の三重県環境学習情報センターでは、省エネ等についての学習ができるM i e こどもエコフェアといったものを開催するとともに、また、県内企業と連携して、小学校で家庭における省エネを学ぶキッズ I S O 14000のプログラムを実施したり、また、三重県地球温暖化防止活動推進センターにおきましても様々な出前講座を開催して、県民の意識向上を図っているところでございます。

こういった中で、昨年6月に県民の地球温暖化や家庭の省エネに関する意識調査を行ったところ、1181人に意識調査をして860人から回答を得ました。回答率は72.8%でございますけれども、この中で、地球温暖化防止を行う必要性を感じているという方々が92.5%ございました。このように問題意識は高いですけれども、最近5カ年の推移を見ますと家庭部門における二酸化炭素の排出量は横ばいということで、減少には必ずしもつながっていないということが課題であると認識しております。

これを踏まえまして、先ほど言いました三重県環境学習情報センターとか三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携を深めまして、さらなる省エネに関する環境教育の講座等を増やしたりしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、今現在伊勢市で低炭素モデル事業をやっておりますけれども、そういった事業への展開を全県的に広げたいということで、全市町と低炭素なまちづくりネットワーク会議を立ち上げ、今後、電力会社などの関係機関に参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

それから、目標に関してでございますけれども、先ほども言われましたように国のほうの2030年度に2013年度比26%削減というのがございますので、その原案の水準を考えながら省エネ対策を講じるということで、家庭部門につきましては約4割の削減目標というのが国のほうで定められておりますので、今後そういった目標に貢献できるように、県としても家庭の省エネ対策、これの推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

いろいろな手法で啓発をやっていただいておりますということでございます。

私、チラシやらシンポジウムやら啓発だけで浸透はなかなかおぼつかないかなと常々思っております、省エネルギーにつきましても、いろんな省エネアドバイザーといいますか、無償で診断したりアドバイスをくれる仕組みがあるようでございまして、具体的に、あんたのところ、これ、ペアガラスにしたらこれだけ得するよとか、配管ロス、こうよとか、そうしたら、幾ら節約できるよとか、そんなのを仕組みとしてもっと浸透させれば省エネも進むし、また、大工仕事も増えるわけですから地域振興にもなるんじゃないかな。そんな、もうちょっと市民に介入するような政策も考えていただければな。それから、県として、例えば24時間点灯しておるトンネルなんかもLED化をすれば数年でペイするんじゃないかなとか、いろんなことが考えられると思っております。

いずれにしても、省エネというのも創エネも、要するに雇用経済部であったり環境生活部が主担部でございますけれども、実際の事業は各部局にわたっております。それぞれ主担しておるところが各事業部に対して強いリーダーシップをとってできるような仕組みもこういった分野の施策を進めるためには非常に重要なのではないかと思っております。

桑名で行われておりますHEMSの実証試験なんかにつきましてもまた分析結果等をお教えいただければと思っております。ぜひ真剣に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

高齢者対策についてでございます。

私は超高齢化社会について心から心配をいたしております。この質問は本当に曖昧な質問になります。

再雇用制度もかなり普及しまして、65歳までの方につきましては何とか食べていけるという仕組みはでき上がりつつあります。生産年齢人口はどんどん減少して労働不足が懸念されております。平均寿命と健康寿命の差は社会保障負担の増大を意味しております。健康寿命はちなみに、平成22年のデー

タでございますが、男性は70歳、女性は73.6歳ぐらいと、こう言われております。ちなみに三重県は、健康寿命というのは全国で16位とか26位だそうでございます。

今年3月にも申し上げましたが、厚生労働省は全国で2012年度の認知症患者462万人、予備軍といえますか、軽度の方が400万人というような推計を発表されて、早晚1000万人になるんじゃないかという警鐘を鳴らされました。財政的にも、支える施設や家族にも大変な負担になるんじゃないかと心配しております。

鈴木知事は常々、アクティブ・シチズンとの協創とよく言っておみえですが、多分、やっぱり行財政が逼迫し、人員も削減する中で、市民とパートナーシップをとって行政サービス全体をサポートしていかなあかんのと違うかなという思いかなと想定をしておりますが、ひょっとすると、アクティブ・シチズン、具体的な受け皿というのはアクティブ・シニアなんじゃないかなと、体力も能力もスキルもある、そういった意味で。

また、もう一つ、幸福実感度日本一も標榜しておみえで、現在高齢者率27%、もう早晚30%、3分の1が高齢になる人の幸福度というものも施策を進める上で大きな割合を占めるんじゃないかな。

そんなこんなを考えまして、高齢者対策というのは非常に重要な政策で、失敗すれば大変な社会問題にも通じるし、何とか成功するとすれば、経済にも、財政にも、高齢者が提供するようなサービスの受け手の満足度も、そして、何より本人の満足、幸せ感につながるようなのが高齢者政策じゃないかなと思っておりますが、私が非常に重要と考えております高齢者対策の重要性につきまして、部長は同感していただけるか、どうお考えか、お聞かせいただけます。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 高齢者対策について御質問をいただきました。

まず、本県の高齢者の状況でございますけれども、本県の人口は平成17年の187万人をピークに減少に転じていく一方、65歳以上の高齢者の数は年々

増加しており、平成26年10月時点で49万人であったものが、団塊の世代が75歳以上となる10年後の平成37年には53万人に達する見込みであり、議員御指摘でございましたけれども、人口の3分の1は高齢者という超高齢社会を迎えようとしております。

お話もございました県内の認知症高齢者の数でございますけれども、これは平成22年で4万2000人というところが、平成37年には6万8000人になるというふうに推計をされております。高齢化の進展に伴いまして、認知症の高齢者の増大も予想されておるところでございます。

高齢者の増加に伴う福祉・介護ニーズ、これは今後ますます拡大していくと、そういったことに伴う様々な課題も生じてまいります。逆に、元気な高齢者の健康の保持、あるいは生きがいづくりというのが喫緊の課題というふうになっていると思っております。

働き盛りの生産年齢人口の減少というのは、介護の人材不足のこともそうでございますけれども、何よりも消費需要の減少による経済の低迷、あるいは担い手不足による社会の活力低下というのが懸念されておりました、私としても重大な課題であると認識しております。

このような中、元気な高齢者の力をどのように生かしていくのか、生かさせていただくのかと、非常に重要な課題であるというふうに認識しております。知識も経験も豊富な高齢者が社会の担い手として活躍していただくことは社会の活力維持に不可欠であるとともに、社会参加や社会的な役割を持っていただくことは高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながるというふうに考えております。

議員のいろいろ御懸念の部分、全てに答えるものではございませんけれども、平成26年度に策定いたしました三重県高齢者福祉計画でありますところのみえ高齢者元気・かがやきプラン、そちらのほうでも、高齢者の安心確保、生きがい対策の推進というのを施策展開の大きな柱の一つというふうに位置づけておるところでございまして、御指摘いただきましたようなことを問題意識を持ちながら取組を充実させていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

実は私も、高齢者対策は大事ですね。このことについては同じ土俵で考えていただいておりますというふうに理解をさせていただきます。

ところが、私、この元気老人対策、やらなあかんなど思いながら、県の政策として具体的にどうするのかというときに、多くのサービスが市町にしているような状況かなと思っております、その辺が、政策につなげるのが非常に困難だなと、こう思ったわけでございます。

それで、つらつらと、広義の公の業務、企画分野であるとか、公共事業の担い手としての新たな発注形式とか、あるいは生涯教育の分野での仕組みとしての担い手になっていただくとか、県の情報収集やら整理やら分析の担い手とか、学校外での教育の担い手の仕組み化とか、いろいろなことが考えられます。しかし、どれも政策というと、断片的には既にやられているよとかいうこともございまして、難しい問題だと思っております。

ふっと、こう思ったんですけれども、今日もサミットの話が出ましたが、三重県中の元気な高齢者が伊勢志摩磨き、草刈りかどうかは別にして整備に、全部自主的に伊勢志摩磨きができるとすれば、これは外国のトップレディーの皆さんにも感動を与えるムーブメントかなとか、ちょっと思いました。

ただ、今まで、高齢者対策をしてあげる、していかなければならない、こういう視点から、今の状況を見ておると、あの能力やらスキルを活用させていただきたい、願うするという視点の環境整備、そんな視点が要るのかな、こういうようなことを思いつつ、そのようなことを述べさせていただいて、要望も含めまして質問にかえさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 伊勢志摩サミットの開催、主会場となります志摩市選出の自民党の中嶋年規でございます。

今回の開催決定、ちょうど1週間前でございます、私もちょうど東京へ行ってたときで、今日発表があるかもしれないということで、急遽志摩のほうへ戻りまして、ぎりぎりくす玉割りとか万歳三唱とか間に合って、余計な話なんですけれども、その後、私が選挙で当選したぐらい、あるいはそれ以上のメッセージ、お祝いメッセージを、メールや電話、それからメッセージ、様々いただきまして、本当にそれが、先ほど吉川議員のお話にもありましたけれども、アメリカからも来るわ、上海からも来るわということで、本当に世界から注目されているサミットだなということを肌で感じておるところでございます。

しかし、決定から1週間たちまして、祝賀ムードもそろそろ終わりにして、来年の成功に向けてしっかりと取り組んでいきたい、そんな思いで今日は質問をさせていただきたいというふうに思います。

この決定というのが、午前の議論にもありましたが、伊勢志摩国立公園の指定70周年、さらに、また、三重県政を見ますと、三重県政が施行されて140周年という節目となる平成28年に開催となるわけでございます、そう

いう意味では三重県として歴史に残る一つの取組になるというふうに思っておるところでございます。県民とともに、知事がよくおっしゃっていらっしゃる協創の理念のもと、地方創生を実現する絶好の機会であるかなというふうにも思っておるところでございます。

そこで、早速お伺いをしたいんですけども、昨日も安倍総理との面談もしていただきました。また、先般は、ドイツのエルマウで行われましたG7サミット、ここでも、視察、2名の優秀な職員の方を送っていただいた。こういったことも踏まえて、今回の伊勢志摩サミットにかける知事の思いというものを改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、加えて、県警本部長のほうにお伺いしたいんですが、テロの対策をはじめとした警備面での取組、詳細についてはまだまだと思いますが、これも意気込み的などころで結構でございますので、どのように進められようとしているのか、そのお考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミットに向けての思いということでございます。

6月8日、ドイツ、シュロス・エルマウでのサミット後の記者会見において安倍総理が来年の伊勢志摩でのサミット開催に触れ、「眼下に広がる志摩の豊かな海は、太平洋からインド洋にまでつながっています。アジアやアフリカのたくさんの国々の思いを胸に、日本は議長国として、世界の平和と繁栄のため、世界のリーダーたちと率直に話し合いたいと思います。さらに、せっかくの機会でもありますので、伊勢神宮をはじめ、日本の伝統や文化、美しい自然を存分に味わっていただきたい。日本のふるさとのおすばらしさを世界に発信する機会にしたいと考えています。」と述べられました。

私は、安倍総理が述べられたとおり、まさに三重県伊勢志摩地域は、日本を代表する心のふるさととして、自信を持って世界に発信していくことができる地域であると確信しています。サミットの開催は、伊勢神宮や海女文

化、英虞湾といった日本を代表する伝統や文化、美しい自然を地域の皆さんとともに世界に発信し、将来へと引き継いでいく絶好の機会です。

さらに、サミットが開催される来年は、戦後初の国立公園である伊勢志摩国立公園指定70周年でもあります。

この機会を逃さず、県民の皆様がアクティブ・シチズンとしてサミットに関連した取組に主体的に参画していただき、まさに協創の取組を行っていくことで、幸福実感日本一の三重を実現していきたいと考えております。

まさに、先日中嶋議員から御紹介いただいた、サミットなどにもかかわったブッシュ元大統領の元補佐官の方からも、現地の人が当事者意識を持ってやっということや、オープンとセキュリティーのバランス、こういうものによって県民の皆さんの関与も増やす余地というのも大事だということをおっしゃっていただきました。

そういうことで、1人でも多くの県民の皆さんの協力を得て、その方々が自信と誇りを持っていただける、そんなサミットにできるように取り組んでいきたいと思っております。

〔大賀眞一警察本部長登壇〕

○警察本部長（大賀眞一） テロ対策をはじめとする警備面での取組について答弁いたします。

現在の情勢でありますけれども、主要国首脳会議、サミットは、国際テロ組織や反G7等を掲げる勢力にとって、その存在をアピールする絶好の機会となり得るといところでございます。

最近の国際テロ情勢は御案内のとおり、シリアにおける邦人殺害テロ事件の発生などに見られるように、その緊迫の度を増しております。

また、反G7等を掲げる勢力は、北海道洞爺湖サミットの場合と同様、反対行動に取り組むものと見られます。

さらに、小型無人機、いわゆるドローンでございますが、そのほかに、サイバー攻撃、こういったものへの対処など、サミットを取り巻く情勢は極めて厳しいものがあろうと、このように認識しております。

このような情勢を踏まえまして、県警察といたしましては、各国首脳の身辺の安全確保と会議の円滑な進行に支障が生じることのないよう、身辺警護をはじめとし、会議場、そしてその周辺における警戒警備等の警備諸対策を、地域住民の方々、そして県民の方々の御理解と御協力を得ながら的確に推進して警備の万全を期すと、こういう方針のもとで関係機関と連携を図りながら所要の措置を講じて、警察としてもサミットの成功に寄与してまいりたいと、このように考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事がおっしゃっていただいたように三重県としてのメッセージを明確にして、単なる国の後追いではなくて三重県も主体的にこの取組をぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、三重県警のほうには警備の面で、セキュリティと、知事からちょっとおっしゃっていただいたオープンネスというんですかね、そのバランスというのは非常に難しいと思うんですが、さすが三重県警だとおっしゃっていただけるような完璧な警備を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回の決定というのは本当に、我々志摩に住む者はもちろんですけども、三重県や三重県にゆかりのある方々にとっても大いなる自信、それから誇りをいただけたと思っています。これを大事にしながら、まさに地方創生の成功モデルに昇華していくためにともに頑張っていきたいなと思うところでありまして、そうした観点も踏まえ、幾つか細かな提案も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

これから私が提案することというのは、まだまだスタートしたばかりでございますので、検討中であるとか、研究課題であるとか、そういう答弁でも全然構いませんけれども、とにかく種はここでまかせていただきますので、それは日本一大きく開花していただくように、世界一大きく開花していただくように頑張ってくださいという前提で質問させていただきたいというふうに思います。

千載一遇のチャンスを生かすためにというタイトルで、まず、北海道の経済産業局が、北海道洞爺湖サミットの開催から半年後となります平成21年3月に、北海道の観光産業のグローバル化促進調査というものを取りまとめました。この中で、平成12年開催の九州・沖縄サミットとともに、地元でのヒアリングをもとにしましてサミット開催の成果と課題を整理しております。それをちょっとまとめたのがありますのでごらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) まずは九州・沖縄サミットなんですが、ここで、観光の対象となる魅力、それから、実際の来訪を担う移動・滞在、観光客と地域とをつなぐ情報収集・発信、実際に観光振興を担う人・組織の四つに分けて、それぞれサミットの開催によって、できたこと、できなかったことを分析しております。

九州・沖縄サミットで見ますと、例えば魅力の面でいきますと、ネットの検索エンジンにおけるサミット効果が今でもまだ持続していると、そういうことができたことなんだけれども、高級感を売りにしたツーリズムの確立はなかなかできていない。

移動・滞在看ますと、英語対応の充実はできたけれども、クレジットカードの利用だとか外貨両替などの金融インフラの充実というものが十分にはできていない。

例えば情報収集・発信におきますと、発信情報の多言語化はできたけれども、インバウンド客の顧客情報の、例えば年齢、目的、同行者等に関するような顧客情報の把握というものまではできなかった。

人・組織でいきますと、自信が皆さん持てた、花・緑化運動というものが九州・沖縄サミットのほうでも進んだということができたということで挙げられております。一方で、全県レベルでのMICEの対応はできていない。MICEについては後ほど御説明をしたいというふうに思います。

これが九州・沖縄サミットの分析結果です。

次に、北海道洞爺湖サミットの分析結果をごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

(パネルを示す) 魅力の面でいきますと、知名度の向上とその継続ができています。一方で、欧米系の外国人観光客への対応というものはできていなかった。

移動・滞在については、外国語の対応能力の向上は図られたものの、ここでも外貨両替の充実というものについては十分にはできなかったという分析になっております。

情報収集・発信においては、発信情報の多言語化ができたものの、Wi-Fi環境の整備というものができなかったという分析。

また、人・組織においては、地域の宿泊施設の経営が安定したというプラス面があるものの、MICE対応可能な人材育成までは進んでいないというふうな結果でございます。

世界から注目を集める舞台、まさに百年に一度しかないかもしれないこの千載一遇のチャンスを生かすために、これから幾つか提案を交えてお伺いしたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、Wi-Fiの話でございます。フリーWi-Fi、これが、伊勢志摩エリア全域で、どこでも簡単に利用できるよう整備するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

これは、三重県経営戦略会議で宮崎本店の宮崎社長が常々、三重県全域というふうに社長はおっしゃっていらっしゃいますが、どこでも、難しいパスワードを入力したりとかメールアドレスを送ったりとかしなくてもいいように、利用規約に同意するだけで簡単に接続できる、一方で、一定のやっぱり通信制限をかける、そういった仕組みというものを導入してはどうかというお話を常々されていらっしゃいます。まさに賛同するところでございまして、少なくとも伊勢志摩エリア全域で、単なる主会場のホテルだけだとか、プレスが集まる場所だけだとかではなくて、その後のツーリストのことも考えた上での伊勢志摩全域でWi-Fiがフリーでアクセスできる、そういう環境整備をしてはどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

当然その通信履歴というのはビッグデータとして後々活用できることも必要でしょうし、また、サミットのロゴマークを利用した、ここでWi-Fiを使えるんですよというものも残していく必要もあろうかと思いますが、そういった細かいことは別としても、フリーWi-Fiを伊勢志摩全域で整備してはどうかということについてのお考え方を伺いたしたいのが1点。

もう1点は、配偶者プログラムのことについて、先般からの議論でのやりとりでも県内各地で展開したいという御意向を知事のほうからお示ししていただいておりますけれども、これもやっぱり、本県としての目的、明確な狙い、こういったものを持ったプログラムというものを提案するべきだと考えますが、この2点について、まずお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問のうちのフリーWi-Fiの整備の点について私のほうから答弁をいたします。

FIT、つまり個人とかの旅行の比率が高まっていますし、訪日外国人が滞在中にあると便利な情報というのの1位が無料Wi-Fiというふうに言われていますとおり、Wi-Fiの普及というのは大変重要なところであります。

県としてはこれまで、平成24年度から26年度、外国人が観光案内所等において無料で利用できるFreeWi-Fi-MIEの導入を図るため、合わせて78カ所の整備支援を行ってきました。これは、伊勢志摩地域を中心に、特に内宮・外宮周辺については面的整備の形で実施したものであり、全78カ所のうち65カ所が伊勢志摩地域において行ったものであります。

しかしながら、昨今の外国人旅行者の増加を踏まえ、さらなる支援を求める御意見もあるため、国の交付金を活用した海外誘客推進プロジェクト事業において無料公衆無線LANに係る支援制度を今年度も実施することとしており、三重県観光キャンペーンのみえ旅案内所及びみえ旅おもてなし施設を対象に整備支援する方向で現在助成制度を設計中であり、間もなく募集を開

始したいと考えております。

また、こういう県からの直接支援だけではやっぱり間に合いませんので、あらゆる手段を講じようという意味で、民設民営方式でFreeWi-Fi-MIEのアクセスポイントを設置運営していただくプロジェクトも始めました。これを民設民営でやるのは、愛媛県に次いで、三重県が2番目だと聞いています。

3月に事業者の募集を開始し、既に3社に御協力の申し込みをいただき、現在400カ所程度の整備が進められています。うち、NTTは1年間で1000カ所は整備したいとおっしゃっていただいておりますし、他社にもそれぞれ同規模を期待したいと思います。その地域の集積度合いなどについてはこの民間事業者の皆さんともよく相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

〔西城昭二雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 私から、配偶者プログラムについてお答えをいたします。

サミットの開催期間中に関連事業として実施されます配偶者プログラムにつきましては、本県の美しい自然や豊かな伝統文化、食材、あるいはすぐれた産業技術などに触れ、体感していただく絶好の機会であり、本県の魅力を余すところなくお伝えできるようなものとしていくことが必要だと考えております。

プログラムの内容につきましては、例えば北海道洞爺湖サミットでは、北海道の食材が出展、展示されました北のまるしえを視察し、果物や菓子などを御試食いただきながら地元の関係者の方々と親しく交流をしていただきましたように、セキュリティの課題はありますものの、県民の方々とふれあえる機会を県民事業としてつくってまいりたいというふうに考えております。

また、サミット開催地であります伊勢志摩地域だけでなく、例えばいつきのみや歴史体験館でありますとか、ものづくりの最先端技術の現場など、限

られた日程の中ではありますが、可能な限り県内各地を回っていただけるような提案を国に対して行ってまいりたいというふうに考えております。

これら配偶者プログラムにつきましては、国内外のマスコミの方々にも同行いただきまして、取材を通じて全世界へ三重県の魅力を発信していただきたいというふうに考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） Wi-Fiについてはぜひともそういう民間の力もかりながらやっていただきたいと思うんですが、どうしてもキャリアのそういう通信事業者が入ってきますと、それぞれ方式が違うというところの難点が出ようかと思しますので、その調整をできるだけ図っていただいて、本当に簡易に接続しやすいシステムというのをつくっていただきたいというふうに思います。

ちなみに賢島においては、地元の商店街の皆さんの御努力で早くからフリーWi-Fiを地域としては入れていただいておりますので、その取組もぜひバージョンアップできるような形での御支援もお願いしたいというふうに思います。

配偶者プログラムについて、いみじくも今、いつきのみや体験館のお話が出たんですけども、先般、斎王まつり、私どもも行かせていただきました。あそこで中井町長等ともお話をしている中でこの場所ってやっぱり配偶者プログラムにいいですねと言ったらにこにこっと笑っていましたので、そういうこともぜひ御配慮いただきたいなと思うところでございます。

ちょっと、ここでもう一個、再質問なんですが、私、平成19年からこれまで3度ほど質問させてきてもらっている、阪神なんば線を利用した、神戸三宮から賢島までの直通特急の実現というものを、昨年3月ですけども、団体旅行用の臨時列車として実現をしていただいたところでありまして。これを通常運転、定期運行の直通特急をぜひお願いしたいということをお願いしている中で、なかなか需要がそこまであるのかなというお話があったりだとか、運賃体系の問題があるとか、そういう課題があるんだよねということ

で、引き続き働きかけていきますという御答弁をいただいているところではあるんですが、サミット会場としての知名度向上というこの絶好の機会を捉えて、改めて近鉄、そして阪神のほうにも、通常運転、直通特急、この働きかけを協力していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○雇用経済部観光局長（田中 功） 阪神なんば線を利用した鉄道アクセスでございますけれども、阪神三宮駅から近鉄賢島駅への特急電車直通運転早期実現に向け、これまで近鉄に対し、懇談会等の機会を捉え要望を続けてきたところでございます。

その結果としまして、平成26年3月22日から特急車両を利用した団体臨時列車の直通運行が実現し、現在も阪神沿線から、鳥羽水族館であるとか神宮奉納全国花火大会へのツアー募集が行われているところでございます。

伊勢志摩サミットの開催の決定によりまして伊勢志摩の注目度が飛躍的に高まるこの機会を捉え、阪神三宮駅から近鉄賢島駅への特急直通運転の早期実現を働きかけるとともに、伊勢志摩観光コンベンション機構等関係機関と連携し、阪神沿線からのさらなる誘客に努めてまいります。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） よろしくお願ひいたします。絶好のチャンスでございますので、しっかり阪神のほうにも働きかけをお願いしたいというふうに思います。

千載一遇のチャンスを生かすためということの一環で、情報発信の取組についてもお伺いしたいというふうに思います。

先ほど西城みえ伊勢志摩サミット推進局長のほうからも、国内外へそういう情報発信をしていくというお話もあったんですが、改めて、県内、国内、海外、こういったエリア別の情報発信の取組、どういう方針でいこうと考えていらっしゃるのか。

また、マスメディアを使うとか、ポスターなどの印刷物を使うだとか、もちろんネットを使うだとか、こういう手段別、こういう広報のベストミック

スをどういうふうにとつていこうと考えていらっしゃるのか。

また、サミット開催のときに、当然各国のプレスは本体会議のほうに集中をするわけでありますけれども、それ以外の取材の機会だとか素材というものを、より積極的に提供していつてはどうかということも考えておりますが、それに対する考え。その一環として、プレスの皆さんに三重県のこの豊かな食を提供する機会、こういったものも設けてはどうかと思いますが、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○戦略企画部長（竹内 望） 情報発信の点なんですけれども、御指摘いただきましたようにサミット開催というのは、三重県の知名度向上、あるいは魅力発信の観点から、本当に千載一遇のチャンスであるというふうに考えております。

サミットそのものもとよりですけれども、ジュニアサミットなどの様々な関連行事、あるいは国内外メディアのプレスツアーなど、今後具体化をしていきます様々な機会を捉えまして、自然であるとか、歴史、文化、食、あるいは産業も含めた、そういった三重県のよさを広く発信したいと、あらゆる広報手段を使って効果的な発信に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

発信に当たっては、ターゲットの明確化、それから、メディアのベストミックス、これは非常に重要な視点だと思っていますので、最大の効果が得られるように、その辺は工夫をしていきたいなというふうに思っております。

具体的な取組につきましては、新しく設置がされますみえ伊勢志摩サミット県民会議、仮称ですけれども、こういった場で御意見を伺いながら、官民一体となって効果的で質の高い情報発信に取り組んでいくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） そこは、プロの意見もぜひ取り入れていただきながら進

めていただきたいというふうに思います。

一見、例えば、すごく忍者って海外的にも人気があって、その忍者が、例えばてこね寿司をつくっているとか、そういうのはおもしろいかもしれないんですけども、誤った情報を提供してしまうことにもなるんですよね。そんなようなことのないような、正しい情報を効果的に出していただくような取組をぜひしていただきたいというふうに思います。

情報発信ということでは、ちょっと角度が違うんですけども、鶴方駅であるんですよね、私の住んでいるところ。伊勢市駅があって鳥羽駅があって鶴方駅なんです。これを志摩市駅という名前に、せっかくこの機会でするので、変更したらどうかということ、実は10年前に合併したときからちょっと思っていたんですが、志摩市とともに、これ、近鉄に働きかけるといようなことはいかがでしょうか。もし御所見があればお答えいただきたいと思います。

○**地域連携部長（福田圭司）** 鉄道駅の名称を変更する場合には、もう御承知のことかもしれませんが、鉄道事業者、近鉄のほうから、鉄道事業法の規定に基づいた変更届を国のほうに提出することになります。

また、駅の名称変更におきましては、駅看板や時刻表の修正をはじめ、列車運行上の必要なシステムの改修などに要する様々な経費が発生するということが予想されます。

地元の要請による駅名変更の前例では、要請を行った地元市町に対し経費の全額負担が求められたと聞いておるところでございます。

鶴方駅の名称変更、志摩市駅に変更することについて、経費負担を含めまして、関係者、地元を含めまして合意形成がなされた際には、県のほうも積極的に近鉄に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○**34番（中嶋年規）** 近鉄にとっても悪い話じゃないというふうに、他者的には思いますので、県としては表立って、先頭に立ってということは私も求めませんが、いろんな形でのサジェスションというか、アドバイスと言

うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう立場での取組をしていただければなという思いで聞かせていただきました。

さらに再質問で恐縮なんですけど、県民会議のお話が出ております。その県民会議にどういった意見を集約していくかということについて、今、私みたいなところにも、ああしたらどうだ、こうしたらどうだということが、市民の方からはもちろんですけども、三重県にゆかりのある方だとか、本当にフェイスブックのお友達とかからもばんばんいただいている状況でございまして、やっぱり、今のこのタイミングに、伊勢志摩サミットの成功に向けて、加えて地方創生という観点も含めて、いろんなアイデアを様々なところから集めて、募集をして、その県民会議で議論していただくという取組をぜひしていただければどうか。その提案の幾つかで生きるものがあれば、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）へも、すぐとは言いません、この9月とは言いませんが、見直していく中で反映させていくとか、そういったことも考えていってはどうかと思いますが、御所見があればお願いしたいというふうに思います。

○雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 御提案、御意見をいただく場といたしまして、これから設立いたします県民会議に加えまして、現在既に、首都圏、関西圏の方々を中心に本県の情報発信等に御協力をいただいております三重の応援団や県人会など、県外の様々なネットワークも活用させていただいて、アイデア、御意見をいただいてまいりたいと考えております。

また、北海道洞爺湖サミットの場合も、県内外の企業、団体などから協賛・応援事業に関する提案を募集されておまして、協賛で168団体ほど、応援で68団体ほど提案があったと記録誌には記載されております。

こういった取組はプロセス自体も重要な情報発信の機会になるだろうというふうに考えておりますので、県内外の関係者の方々の力を結集して、サミットの成功と開催後の本県の活性化につながりますよう取り組んでいきたいと考えております。

また、これらの取組を通じていただきましたすぐれた御意見、アイデアのうち、今後の地域活性化につながるような事業、取組につきましては、サミットを一過性のものとしないうちにも、御提案いただきましたように、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）に反映できる段階で反映してまいりたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。特にスタートダッシュが大事だと思ひますので、早くからの取組をぜひお願ひしたいというふうにお願ひします。

それでは、次の項目へ移らせていただきます。

3項目目でございますが、開催に当たっての規制ということでお聞かせいただきたいというふうにお願ひします。

5月18日の知事のぶら下がり会見におきまして、小型無人飛行機、いわゆるドローンの飛行を規制する独自条例の検討を担当部局に指示したと、エリアを指定し、時限的になるだろうというふうな記事が掲載されております。

こうした新たな規制も含め、3点お願ひしたいというふうにお願ひします。

1点目は、今回検討している規制対象、ドローンのほか、例えばアドバルーンだとか、たこだとかラジコン、農薬散布用ヘリ、こんなものも含めて考えていくのか。また、その規制をかける期間というのは、知事は時限的という言い方をされていらっしゃるんですが、そのあたりの考え方があればお聞かせいただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、これ、多くの市民の方が危惧しておるところでございますが、道路規制とか電車の運行規制、本当にこれは日常生活に大きな影響を与えるところでもあります。いち早く、志摩市民はもちろん、観光地でございますので、広く国民に、今日はこういう道路規制があるよ、今日はこういう運行規制があるよということをいち早く周知するべきだと考えますが、それについての考え方をお聞かせいただきたい。

3点目は、主会場となる英虞湾というのは、真珠、ノリといった養殖産業

はもちろんですけれども、沿岸漁業、それから釣り船、こういった海面を利用する漁業者の非常に重要な場所でもあります。こういった皆さんの協力も求めていかなければならないという中で、できる限り漁業や釣り船などに支障のないようにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔西城昭二雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） サミット開催に当たりましての規制について3点御質問いただきました。一括してお答えをさせていただきます。

まず、小型無人機、いわゆるドローンの規制につきましては、国会において議員立法による法案審議等が検討されているところでございます。サミット関係施設への規制につきましては、検討されている法案によりある程度規制されるものとは考えておりますけれども、規制が及ばない施設等につきましては県での条例を制定する必要があると考えております。

内容につきましては今後、関係機関と協議を重ね検討してまいりますけれども、規制の対象といたしましては、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができる小型の無人機というふうに認識をしております。

次に、道路規制等でございます。

サミットの開催中はもとより、その前後も含めまして、各国首脳的安全確保のためにはある程度の道路規制や鉄道の運行規制は避けられないものと考えております。

しかしながら、規制の実施に当たりましては、警察本部など関係機関とも連携をいたしまして、市民生活にも配慮したサミットとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、現段階では開催期日もまだ決定されておりませんので規制の内容等も明らかではございませんけれども、市民の皆様への周知につきましても、その方法も含め、できるだけ早くお伝えできるように努力したいと考えております。

さらに、御指摘いただきました英虞湾での漁業操業につきましても、可能な限り操業等に影響が出ないように、関係機関などと連携をし対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 飛行物については、たこやアドバルーンは対象にならないということは理解できました。

県独自の規制をしなきゃいけない場合に、これがそのサミットのときだけというのではなくて、やっぱり恒久的な条例としての検討もしていただきたいというふうに思います。

ただ、その際には、もう24時間365日絶対ドローンは飛ばしちゃだめよとかというのではなく、例えばこの期間だけはだめだとか、この期間はだめだけれども罰則はないよとか、こういう柔軟な運用ができるような、そういう条例も可能かどうか、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

それから、交通規制、それから英虞湾での漁業の操業規制ということについて、今の段階では丁寧な対応をしていただけるというふうな御答弁をいただいたところでありますが、実際、開催が近づいてくるともう規制するのが当たり前みたいな感じにどうしてもなりがちだと思いますので、ぜひ、今、御答弁いただいた気持ちを忘れずに、丁寧な御対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、4項目めに行かせていただきます。

ポストサミットをにらんでということで、たびたびこのサミット絡みの話でありますように、一過性のものに終わらすことなくポストサミットをにらんだ形での取組というものも、やはりこの段階からスタートさせるべきだというふうに思っております。それについて4点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

まず、2点。

1点目は、10年後の平成37年、2025年には山口祭が始まって、平成45年、

2033年の第63回式年遷宮に向けた諸行事が始まるわけでございます。この20年後の式年遷宮について、日本だけではなく国際的にも注目される行事へと高めていただき、伊勢神宮、伊勢志摩、三重県が世界から注目されるスポットとなるような、気概と夢のある国際戦略に果敢に今からチャレンジしていただきたいということを、私のほうから平成25年3月、まさに式年遷宮の年に知事のほうにお伺いさせていただきました。

これに対しまして、世界からしっかりと認知され、崇敬され、注目される場所、そしてそれが存在する三重県、日本になれたらという思いを持っている、そのために、三重県や伊勢志摩地域全体を訪れた方が魅力を感じていただける地域にする体制整備、人々のおもてなしの向上などを行うことが必要であり、そういう活動を通じて今後のグローバル社会の中で三重県という地域が存在感を発揮し、持続的な発展につながっていくと考えておりますという知事の答弁をいただきました。

今、まさに今回の伊勢志摩サミットは、次の式年遷宮を、グローバル社会を見据えた取組として高めていく絶好の機会だと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点、政府が今、観光立国として進めようとしている、先ほど出ましたMICE、それから統合型リゾートの取組へ発展させていくことを狙ってはどうかということを御質問したいというふうに思います。

ここでちょっと、MICEの説明を簡単にさせていただきますけれども、(パネルを示す)MICEというのはM、I、C、Eということで、それは頭文字をとって、ミーティング、会議とか研修、企業主催のセミナー、それから、インセンティブというのは企業が主催の旅行でございまして、この間も中国企業がフランスに6400人もの従業員を連れていった、これはまさにインセンティブの例であります。それから、Cはコンファレンス、国際会議、大会、学会、それから、EはエキシビションとかイベントのEなんですが、まさに読んで字のごとく、見本市だとかイベント、フェスティバル。こういった多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントを総称してMICEと

いうふうな言い方をしております、サミット開催地のブランド力を持続的に活用しながら、このM I C Eの取組を進めていってはどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、次の資料ですが、(パネルを示す) I R、インテグレートッドリゾート、英語がいっぱい出てくるんですが、これを日本語で言うと統合型リゾートということで、カジノがよく取り沙汰されるんですけども、このI R、統合型リゾートの中には、先ほど説明したM I C Eの施設とともに、テーマパークだとかショッピングモールだとか劇場、温泉など、行ってみたい施設、様々な遊びや体験ができる、たくさんの人が集う、楽しめる複合的な集客観光施設、こういったものを総称してI R、統合型リゾートというふうな言われ方をしております。

本年の4月にも、統合型リゾート施設整備推進法案というものが議員立法で衆議院へ再提出されておるところであります。

こうした複合的要素を有した統合型リゾート地への発展を、この伊勢志摩地域、目指していってはどうかということでございます。

もう一つ資料をごらんいただきたいんですが、(パネルを示す) こちらは広域観光組織、DMO、またこれも片仮名なんですが、これは政府の産業競争力会議が本年5月に提案しております。民間主体で観光地経営の視点を持った観光地域づくりの推進主体として観光地域づくり推進法人をつくってはどうかというふうな提案でございます、今ございます伊勢志摩観光コンベンション機構、これをベースに、より民の力を入れてマーケット志向の組織として設立して、先ほど説明したM I C EだとかI Rの推進主体としていってはどうかというふうな御提案でございます。

改めて、質問を2点申し上げます。

グローバル社会の中で選ばれる三重県、伊勢志摩となるよう、ポストサミットを見据えて、平成45年の第63回式年遷宮に向けてグローバル化を視野に取り組んでいく絶好の機会だと捉えますが、いかがでしょうか。

また、観光地域づくり推進法人を設立し、M I C E、それから統合型リ

ゾートを有する魅力ある観光地へと発展させていくことを狙ってはどうか。

この2点について、御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうから2点答弁させていただきます。

1点目は、第63回神宮式年遷宮、グローバル化を視野に進める絶好の機会と考えるがどうかという点でございます。

平成25年3月の一般質問にて中嶋議員に答弁させていただいたとおり、次回遷宮を日本の方々だけでなく世界の方々に来ていただくものになりたいと申し上げた思いは、いささかも変わることはありません。むしろ、今回のサミット決定や近年のインバウンドの急増等を踏まえ、より強くなっているというのが率直な思いです。

伊勢神宮や遷宮行事を中心としてこの地域で育まれてきた精神性は特に、人種、文化、宗派など、多様な価値観を寛容に受け入れ共生して生きるというものであり、今後の世界の平和や繁栄のために間違いなく重要な視点です。そのためにも、繰り返しになりますが、伊勢神宮などが世界から認知され、崇敬され、注目を集める場所になることが望ましいと考えております。

昨日の安倍総理訪問の際にお聞きしたんですが、安倍総理が今回のドイツでのサミットの最後に各国首脳に対して伊勢神宮のことを御説明されたこと、また、欧州各国のリーダーを中心に、その精神性に大変関心を持っていたことなどを聞き、さらに思いを強めているところです。

他方、課題もあります。神宮は、訪れれば必ず、その包み込む気を感じるものがあり、行けばわかるというのは、まさに私自身もそう思いますし、全国にリピーターの方々もいらっしゃいますので、まさにそのとおりなんです。

しかしながら、例えば伊勢神宮や遷宮行事自体の意義やすばらしさを海外の方々にはわかっていただくための伝え方はまだまだ十分でないと感じています。それは、先ほど、くしくも正しく効果的にと中嶋議員がおっしゃったとおりだと思います。

今後はしっかりとその伝え方を研究し、どのような内容を伝えどのように発信すればよいのか、検討したいと思います。

さらに、その内容を、行政だけでなく多くの県民の皆さんや関係者がいる程度共有する形で説明したり発信することができることも大事だと考えておりますので、地元の皆様など知見のある方々とともに検討していきたいと思っております。

続いて、MICE、IR、DMOについて答えたいと思っております。

サミットという世界最高峰の国際会議開催の実績を生かし、国際会議をはじめ、企業等のミーティング、報奨・研修旅行、文化・スポーツイベント、展示会、見本市等の誘致に関係機関等と連携して取り組み、さらなる誘客につなげていきたいと考えております。

伊勢志摩地域では、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構が4月1日、伊勢志摩リゾートMICE推進協議会を設立し、MICE誘致に向けた取組を進めているところです。

統合型リゾート、IRにつきましても、先ほど議員からも御紹介のありましたIR推進法案の状況や、IRに対する国民的な議論を踏まえ、県としても国や他県の動向等の把握に努め研究していきたいと考えております。

日本版DMOにつきましても、今月5日に開催された観光立国推進閣僚会議で、マーケティングに基づく戦略策定、商品造成等の観光振興の取組を実施し、観光地経営の視点に立って観光地域づくりの中心となる組織、機能の確立が示されたところです。国において日本版DMO創設に向けて検討が進められていますので、現在議論されている新型交付金の活用なども視野に、伊勢志摩観光コンベンション機構も含め、三重県にどのように導入ができるか、積極的に検討していきたいと考えております。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） ポストサミットのことでございますけれども、今の時点からそういう思いを持って様々な取組もお考えいただきたいということを改めてお願いしたいというふうに思います。

1点、あと再質問させていただきたいんですが、今、県はみえ食の産業振興ビジョンというものを検討していただいております中ですが、今回のこのサミットをどういうふうに結びつけていこうと考えているのか、端的に御説明をいただければと思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 伊勢志摩サミットは、国内外で三重県の食の知名度を高め、食の魅力を生かした国際観光地として成長する絶好のチャンスであるため、三重の食の販路拡大と情報発信、そして人材育成に重点的に取り組んでいきます。

サミットに先立って開催するミラノ国際博覧会への出展、それから、サミット後に開催される次の年度の全国菓子大博覧会においても、サミットで得られた認知向上の成果を生かして、地域の活性化につなげていきたいというふうを考えております。

いずれにしろ、食・観光産業におけるホスピタリティーの人材の育成というのが今回のすごい最高峰の目的ですので、それが果たされた後に素晴らしい地域になっているということを目指していきたいというふうを考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 食というのは、食材はもちろんなんですが、それをどういうふう料理するか、どういうふうに見せるか、どういうふうにおもてなししてサーブするかという一連のものがあって、食というもののブランド価値というものがやっぱりできると思いますので、まさにそのブランド的な部分も含めて、今回のサミットを通じてレベルアップできるような機会として、それがひいては三重県全体の食関連産業のブランドアップ、振興につながるような取組へとぜひ進めていただきたいというふうに思います。

あと1点、これは質問しようと思ったんですが、時間の関係で申しわけないですが要望にとどめさせていただきますけれども、このサミット開催の三重県ということをぜひ契機に、東京オリンピック・パラリンピックの事前

キャンプ地の誘致に努力していただきたいと思ひますし、各種スポーツイベントの県内開催にも、冠をつけることは多分、外務省、許してくれないと思うんですが、何か知恵を絞って、サミット開催地三重県におけるほにゃらら大会みたいなやつで、誘致、そういうものを誘致もばんばんやっただきたいということをお願いしたいというふうに思ひます。

昨日、知事のほうから安倍首相にこの真珠の襟ピンを渡していただきました、正しい名前は違ひかもしれませんが、御木本幸吉翁は世界中の女性の首に真珠のネックレスをとひう話をしたんですが、ぜひ知事は、背広を着ている方皆さん全員が真珠のこの襟ピンをつけていただくような、そんな取組まで広げていただきますことを御期待申し上げまして、サミットの質問をとりあえず終わらせていただきます。

大きく2点目のほうへ入らせていただきます。

早期の開花を、伊勢二見鳥羽ラインの無料化ということで、たびたびこの議会のほうへ出てきます、この知事の政策集、(現物を示す)これの開花宣言6のほうにインフラ整備の一環としてこういう記述がございます。伊勢二見鳥羽ラインの無料化を遅くとも平成32年度には実現、県営サンアリーナ仮設インター常時開放について関係市町と検討と書いていただいております。

私はこれまでこの議会で、三重県道路公社の解散で処分可能な引当金などと県出資金を活用した早期無料化と常時開放について2度にわたり御提案をさせていただきました。今回、政策集の中で前向きな方針を出していただいたことを高く評価したいというふうに思ひますし、感謝申し上げたいというふうに思ひます。

三重県ではこれまでも、平成8年7月に富田山城有料道路を前倒して無料化しております。その際には、四日市市、四日市コンビナート企業群、それと三重県が応分の負担をすることで決着し、その際県は、出資金7億330万円を減額処理の方法で対応をされていらっしやいます。

質問でございますけれども、伊勢志摩サミット開催による観光地としての総合的な魅力アップ、地方創生を進める地域振興の観点、伊勢市を中心とす

る定住自立圏構想の推進など、伊勢志摩地域の全体最適の視点から、これまで提案してまいりました三重県道路公社を解散し、その引当金など保有資産を償還金に充てる会計処理を行い、伊勢二見鳥羽ラインの無料化と県営サンアリーナ仮設インターの常時開放を、全国菓子大博覧会が開催される平成29年4月までに前倒しするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

その際、無料化、インターチェンジ常時開放で最も便益を得ると考えられる地元伊勢市、鳥羽市、志摩市には、平成8年4月の富田山城有料道路無料化も参照しつつ、必要最小限であるものの応分の負担をお願いすることは避けることができないのではと考えますが、知事の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢二見鳥羽ラインの無料化などについて御質問いただきました。答弁させていただきます。

伊勢二見鳥羽ラインは平成6年4月に供用を開始しており、料金徴収期間は平成36年4月までの30年間で、国から事業許可を受け三重県道路公社が運営しています。通行量は、平成25年9月に第二伊勢道路が開通したこともあり、式年遷宮後も順調に推移しております。平成26年度は、前年度比約3.6%、年間約7万5000台の増加となりました。

道路建設費の償還は、様々な努力が功を奏し、平成26年度末までに国や地方公共団体金融機構からの借入金を全て返済し、残りは市中銀行からの借入金と県出資金となっております。

伊勢志摩地域はこれまでも、様々な広域的な交流が活発に行われております。伊勢二見鳥羽ラインに接続する第二伊勢道路の開通により利便性が高まり、広域的な交流がさらに促進されてきています。

また、平成29年に全国菓子大博覧会、平成30年にインターハイ、平成33年に国体及び障害者スポーツ大会が開催され、これを契機とする誘客促進や活性化が期待されています。

伊勢二見鳥羽ラインの無料化は、有料道路区間を避けて生活道路へ迂回し

ている車が減少し、交通の安全性が高まることや、観光に訪れた方の料金支払いにかかる煩わしさが解消し地域への誘客が促進されるという効果が見込めます。このため地域から、伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しを切望する声がさらに大きくなってきております。

このような状況を考慮し、伊勢志摩地域の誘客促進や活性化が地域全体に広がり今後も継続していくことを目指し、先ほど議員から御紹介いただいたような形で私の政策集には記載させていただいたところでございます。

今後、大きなイベントがある中、平成32年度よりもさらに前倒しして無料化することと、あわせて仮設インターを常時開放することについて、伊勢市、鳥羽市、志摩市など、地域の声を十分に聞いた上で、地域振興や観光振興の観点も踏まえ、国等との協議に要する期間も勘案しつつ、全国菓子大博覧会も一つの目安として前向きに検討したいと考えています。

また、無料化前倒しに伴う費用負担と仮設インター常時開放に伴う道路整備についても、3市や道路公社と十分協議を行い検討したいと考えております。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） この政策集では（現物を示す）遅くとも平成32年度というふうに書いていただいておりますが、先ほどの答弁をいただきまして、全国菓子大博覧会という平成29年4月というのも一つのメルクマール、目標年次としてお考えいただき、前向きに検討していただくというふうな政治決断を聞かせていただきました。ぜひその方向でお願いしたいというふうに思います。

前向きに検討という答弁の実現率は75%でございまして、残りの25%が非常に心配なんですけど、ぜひともこれは実現していただきたい。心から思う次第であります。

地元の3市に一定の負担をお願いしなければならない状況になるやもしれない。そうした中で、もし負担を求める場合に3点お願いしたいことがあります。

一つは、その地元市等が負担するものはもちろん必要最小限であり、公平な負担であるということ。

2点目は、その支払いをする場合に、特定の年度に集中することなく、各自治体の財政運営上、過度な負担とならないということ。

3点目は、その負担の財源については、できる限り有利な調達方法を県としても御支援いただきたい。

この3点に留意していただきながら関係市等と協議を早急に進めていただくことをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

この政策集に、（現物を示す）余り書かれていないICTの活用ということで、開花を目指してほしいということで、ICTの活用についてお伺ひします。

まず、政府のIT戦略の流れというものを簡単に確認したいと思います。

（パネルを示す）政府は平成13年1月にe-Japan戦略というものを策定し、順次内容を改訂してまいりました。

平成25年、世界最先端IT国家創造宣言を踏まえて、電子自治体の取組を加速するための10の指針を総務省が平成26年3月に公表しております。

今回、この10の指針の中から、自治体クラウドの導入加速と、午前中に吉川議員のほうから御質問がございましたオープンデータの活用の取組について質問したいというふうに思います。

自治体クラウドというのは何なのかということなのですが、これは県や市町が、情報システムのハードウェアとかソフトウェア、データなどを自らの庁舎で保有、管理することにかえて、外部のデータセンターにおいて運用管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組で、複数の市町における情報システムの集約と共同利用も推進するものであります。

この自治体クラウドを進めることによって、システム運用経費の削減であったりとか業務負担の軽減、業務の標準化を進め事務を効率化、事務の共同アウトソーシングなどを可能にしたり、災害に強い情報基盤の構築が図ら

れるということで、国も進めているというところでもあります。

全国では全市町村の60.8%がクラウド化されておりますけれども、三重県では単独でのクラウド化も含めて43%程度の導入にとどまっております。そうした中、青森県、愛知県、広島県などは県が主導して自治体クラウドを推進しております。

マイナンバー制度導入も視野に、県内市町の情報システムのクラウド化、業務の標準化をより積極的に進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。これが1点目です。

もう1点、オープンデータの活用について。

先ほど吉川議員からも御紹介いただいたように、今、三重県のホームページでオープンデータライブラリーとしてデータは出ております。雇用経済部もICTを活用した産業活性化協議会というものを立ち上げていただいてオープンデータを利用した取組を進めていますが、なかなかビジネス化できていないという見方をさせていただいております。

横浜市では、オープンデータを利用した民間からの提案を行政運営やビジネス化をする様々な取組を実施しているところでもあります。先ほど吉川議員からの御紹介もあったシステムとかアプリを開発するようなハッカソンという取組だとか、それから、そういったもののアイデアを出し合うというアイデアソンというものをやったり、クラウドファンディングと結びつけたローカルグッドヨコハマという地域ビジネスをつくる取組だとか、若い人たちからオープンデータを利用した具体的な提案をいただくナレッジコレクションというものをやっております。

福井県や鯖江市の状況を私は知らないんですが、少なくとも横浜市の取組なども参考に、よりビジネス提案と事業化を強力に進めることが必要ではないかと思いますが、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） 自治体クラウドの推進についてお答えをさせていただきます。

議員御紹介のように、自治体クラウドのメリットにつきましては、ネットワーク環境さえあれば情報システムを利用できるというような大きなメリットがあるというのは、各市町を含めまして共通の認識として持っております。

県では、自治体クラウドのいわゆるシステム導入に当たる共同調達について研究をしようということで、平成22年から全市町とともに情報収集を開始して、翌年にはワーキンググループを設置いたしまして、勉強なり研究を進めてまいりました。その際、先進視察も行ってまいります。

この結果、自治体クラウドの共同調達の意向のあった、29市町のうち19市町が共同調達の意向がございましたので、さらに深めて1年間検討を行うために検討会を設置いたしました。この中で、具体的な機能要件や、いわゆるコストメリットについて検討を行ってまいりました。

あらゆる方面から検討を行いましたけれども、期待したメリットが得られないでありますとか、標準パッケージとカスタマイズの考え方の各団体での差もございまして、必要な機能が確保できないといったような機能要求の差が少しそごが出てくるといったようなことが明らかになりまして、3市が検討継続、16市町が共同調達を見送る結果となったという状況でございます。

その後、その検討を継続するといった3市につきましても具体的な動きがございませんものですから、結果として、現時点では自治体クラウドの共同調達を進めている市町がないという状況になっております。

県といたしましては、今後も自治体クラウドについての国の動向を注視いたしまして、市町に対して情報提供を行っていくとともに、新たに共同調達を検討したいという意向を示す市町があれば必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） オープンデータの活用についてでございます。

今後、オープンデータ、ビッグデータを活用したビジネスモデルの構築に

については、横浜市など先進自治体の取組も参考にしながら、ICTの協議会においてアイデアソンなんかを開催しまして若い人たちからも意見を取り入れ、アイデアを出し合いながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 答弁、急いでいただいてありがとうございました。

横浜市の御担当の方からお聞きしたのは、オープンデータを活用していただくにはやっぱりこちらから、こういう社会的な課題がある、地域課題があるということをお示しした上でこんなオープンデータがあるんだけどどうやろうかという提案をすると結構食いつきがいいという話を聞きましたので、そういった取組もぜひワーキングの中でも取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回、サミットの話を中心に御質問させていただきました。多くの方から鈴木英敬さんという方は何か持っている人だねという話をよく聞くんですが、やっぱり持っているだけじゃダメなので、それを実行して実現していくということが必要になるかと思しますので、やはり鈴木英敬はやる男だな、やれる男だなと言っていたけるようなすばらしい成果を残していただきますよう頑張ってくださいますことを心からお願いと御祈念申し上げまして質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 3番 廣 耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣 耕太郎） 新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、この4月に初めて当選をさせていただきました。選挙のときには、安心・安全なまちづくり、これを公約、いわゆる1丁目1番地の公約としまして掲げ、そして選挙をして当選をさせていただきました。

しかし、その安心・安全といいますといろんな分野があると思うんですね。食の問題とか交通事故、犯罪、そして、また、病院とか、そういうこと

も安心・安全に入ってくると思うんですが、今日、私が挙げさせてもらうのは、やはり一番怖い、瞬時にして多くの人たちの命を奪ってしまう巨大地震でございます。今日はこれについて質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

私は4年前、3月11日に東日本大震災があったときに、1日でも早く現地に入りたいなど、そういうふうにしておったんですが、実は私、その当時は市議会議員をしておりまして本会議中でした。なかなか行けずに、行ったのが1カ月後の4月10日でした。くしくも鈴木英敬知事が誕生されたその日に、私は岩手県の山田町というところにボランティアで入ったわけでございます。

そのとき、1カ月たっているから大体、整備というか、まちになっているのかなと思いきや、片道車で18時間かかっている。そのときは息子と2人で行ったんですが、行ったら行ったですごい惨状でございまして、道路にはまだ船とかそんなのが散乱しておりまして、そして、屋根の上にといいですか、建物の上にはまだ車が乗っているような、そういうふうな状態でございました。これはひどいなど。まちを歩くこともできない。歩くこととか、ほこりがすごくてゴーグルとマスクをしないとまちを歩けないんです。これはすごいなど、1カ月たってこの状態か、私はそう思い、一旦伊勢へ帰り、そして、瓦れきの撤去作業をするボランティアを募りバスを仕立てて、そして、それから毎月11月までそのボランティアバスを出しておりました。ボランティアに来ていただく方に1万円出してもらって、残りの費用は、ロータリークラブとかライオンズクラブとか、そういった方々から寄附をもらい、そして運営をさせていただきました。

しかし、その現場に行けばやっぱりいろんな話が聞けます。いろんなことがわかりました。ここではちょっと言えないようなひどい話、暗い話もありました。残念な話もありました。しかし、これもそれも、やっぱり現場に入らないとわからない。やっぱり現場に入ってよかったなど、私、今でも思っております。

それで、幸い、津波の怖さというのは全国の皆さん、もういろんな映像を見ていただいてわかったかと思います。しかし、ここで私、最近思うのは、内陸部の方、余り津波に関係のないというか、ここまでは来ないだろうなというようなところに住んでおられる方の意識がかなり低い。低いといえますか、俺は関係ねえぞとちょっとたかをくくっているような、そういうような感じをよく見受けるんですね。

しかし、確かに南海トラフとか東海地震がこの30年後に来る確率が、70%、80%と出ています。しかし、これもわかりますけれども、直下型の地震。阪神・淡路大震災、20年前にありました。この阪神・淡路大震災は、その当時、30年後というか、30年までに地震が来る確率は0.02%から8%、だから、ほとんど来ないと言われておった地区だったんですね。空白地と言われている、そのところで阪神・淡路大震災は起こったわけです。私、それをちょっと聞いて、阪神・淡路大震災の活断層なんていうのは日本にいっぱいあるそうなんです。ということは、私も専門家じゃありませんからわかりませんが、どこでもそういう地震は、直下型の地震は起こるんだなというふうに思いました。

それを考えて、そんなもの、全然当たらへんぞというふうなことも、予測は当たらへんぞというような気持ちもあったんですけども、当たったところもありますね。北海道、有珠山。あれはすごかったですね。岡田弘先生が予測をされて、そして、まだ噴火もしていないのに、噴火しますよ、避難してください、そういつて自治体をお願いをして、そして1万6000人の住民をみんな避難させた。そしたら43時間後に大爆発したんです。1人の死者もありませんでした。こういうこともあります。ですから、あながち全ての予測が外れるという意味ではないんですが、やはり阪神・淡路大震災のような直下型の大型の地震というのは非常に怖い。そういうふうに思っております。

その阪神・淡路大震災は20年前に起こりました。20年前です。あれから20年たっております。東日本大震災もありました。これを受けて、三重県としてこの20年間、いろんな勉強や研究もされてきたかと思います。どういった

ことを研究されて巨大地震に対して対応していくのか、そのところをまずお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 阪神・淡路大震災の発災の教訓を踏まえてどのような対応を三重県でしてきたのかということでございます。

平成7年に発生しました阪神・淡路大震災は、我が国の地震対策、特に揺れ対策について抜本的な見直しを迫るものでした。

当時私は大学1年生で東京にいましたが、兵庫県の実家に2日間連絡がとれずつらい思いをした経験は、今でも忘れることができません。

この震災を機に、巨大地震対策としての公助の限界が明らかとなる一方、自助、共助の重要性がクローズアップされることとなりました。

そして、その年の6月と12月には2度にわたり災害対策基本法の改正が行われ、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備、高齢者、障がい者等、配慮を要する者への防災上必要な措置の実施などの、自助、共助に関する規定が新たに設けられました。

本県では阪神・淡路大震災を受け、平成8年度に内陸直下型地震を想定した地震被害想定調査を実施し、平成10年度にこれを踏まえた地域防災計画の抜本的な見直しを行いました。

また、内陸直下型地震を引き起こす活断層についても、平成7年度から平成14年度にかけて順次調査を行い、三重県内活断層図として公表してきたところです。

一方、自助、共助を促進するという視点からは、木造住宅の耐震対策を進めるとともに、リーダー研修の実施などによる自主防災組織の育成に取り組みました。新たに県民防災塾を開催するなど、自助、共助を根づかせるための防災人材育成の取組もこの時期から始まり、この取組が形を変えて、現在のみえ防災コーディネーターや三重のさきもりの育成へとつながっています。

さらに、平成7年がボランティア元年と名づけられるなど、災害時におけ

るボランティアの重要性が認識されたことから、災害救援ボランティアの育成支援の取組を開始して、これも現在に至っています。

その後、平成14年度に東海地震の想定震源域が見直され、平成15年度には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行されてこの地域での大地震発生の脅威が高まったことから、三重地震対策アクションプログラムを策定し、さらなる地震防災対策の推進を図りました。

そして、平成16年3月には三重県地震対策推進条例を制定し、この中で三重県の防災対策の理念として自助、共助、公助を掲げて、これを核とした防災対策を進める姿勢を明確に示したところです。

しかしながら、平成23年3月に東日本大震災が発生し、我が国の地震・津波対策は再び根本から見直しを迫られることとなりました。

震災発生の直後に三重県知事となった私は、防災・減災対策を県政の1丁目1番地に据え、災害に強い三重づくりを目指して、ありとあらゆる防災・減災対策に取り組んできました。

まず、初めに、津波避難対策をはじめ、待ったなしの震災対策に取り組むために、三重県緊急地震対策行動計画を策定しました。

防災訓練も公助だけでなく、自助、共助の視点を取り入れ、住民や医療機関などの参加を前提とした実践型の訓練へと大きく見直しました。

そして、新たな地震被害想定調査を実施し、これを踏まえて平成26年3月、総合的な地震・津波対策を実施するための三重県新地震・津波対策行動計画を策定、公表しました。

この計画において重点項目のトップに掲げたテーマが、阪神・淡路大震災で課題が浮き彫りとなっただけでなく、津波からの避難の前提ともなる家庭の耐震対策です。

また、Myまっぷランを活用した津波避難計画づくりや、防災ノートを活用した防災教育といった、全国的にも先進的と自負する取組も始めました。

これらの取組のベースにあるのはやはり自助、共助、公助の連携による防災・減災対策であり、この考え方は今後も変わらないと考えています。

そして、今、本県における自助・共助促進のための核としているのは、平成26年4月に三重大と共同で立ち上げたみえ防災・減災センターです。このセンターにおいて、地域や職場における共助を担う人材を多数輩出するとともに、みえ防災・減災アーカイブを公開して新たな防災啓発を開始するなどの取組を進めています。

本年度は、地域の防災力をさらに強化するため、消防団と自主防災組織の連携による新たな取組を始めることとしています。

阪神・淡路大震災から20年が経過しましたが、防災・減災対策に終わりはありません。今後も手を緩めることなく、防災・減災対策を着実に推進しながら、防災の日常化の定着を目指したいと考えています。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

自主防災隊という言葉が幾つか出てきました。私は本当に一番大事なのかなと思います。それも、阪神・淡路大震災のときに、自助、共助、公助と言いますが、やはり助かった方の8割以上は近所の方に助けられておる、それを考えると、自主防災隊をもっと充実させていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問から、各論といたしますか、細かいことに入っていきたいと思えます。ちょっと稚拙な質問になるかも知りません。

時系列的にちょっとお聞きしたいんですが、まず、大地震が起こった場合、想定はいつでも最悪を想定したほうが良いということで、阪神・淡路大震災よりも広範囲にわたって、震度も6強以上、7以上の震度があつて、まちはもうぐしゃぐしゃ状態、当然、電気はつかないし、水道も、水道管も破裂しています、街灯は倒れて携帯電話も使えないような、もしそういうふうなとんでもない地震が起こったとき、そういったときの緊急時の体制づくりをどうしていくのか。県庁として、県として、どういうメンバー、災害対策本部というのは多分つくられると思うんですが、どういうメンバーがどこに

どのようにして集まるのか。まず、そこからお聞かせください。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 答弁申し上げます。

どういうメンバーが非常時、どういう場所に集まるかということでございますけれども、まず、災害時の配備体制ですけれども、これは、三重県地域防災計画、地震・津波対策編というのと風水害等対策編がございますけれども、今は地震のほうで、地震・津波対策編で申し上げますと、県内震度4の地震等の場合には準備体制をとると、県内震度5弱の地震等の場合は警戒体制、県内震度5強以上の地震等の場合は、今申し上げた最悪の事態、これだと思っておりますけれども、非常体制をとるとということで、一応、全職員が自動参集するということになっております。

このうち、警戒体制と非常体制の場合には災害対策本部が設置されまして、知事と危機管理統括監、そして防災対策部長である私とが、まずはとにかく連携をとって情報共有を図るということになっております。知事からの指示を得てその後の災害対策活動へと移るわけですけれども、今申し上げたように、巨大地震の場合は当然非常体制ですから、全職員が自動参集となります。

全職員が来ることに関しまして、まず、一報、全職員に対しましても、携帯電話へ一斉メールを送信しまして、職員からの返信によって、安否の確認をとります。安否の確認をとると同時に、それぞれの職員がどこへ行くのかと、その参集場所の確認も行うことにしています。

こうしたことが現実の災害時に的確に行えるよう、全職員を対象にして、この一斉メール送信による情報伝達訓練というのを毎年、年3回実施しております。

こうした形で、実際起きても参集してくるという状況になっておるんですけれども、参集場所についてですけれども、こうした震度5強以上の地震が発生した場合には非常体制ですから、知事や部局長、災害対策本部員というんですけれども、これは言うまでもなく、速やかに本庁舎のほうへ出てまい

ります。自動参集です。

一方、その他の職員、全職員ですけれども、これは、まず規定として、原則、自らの所属機関へ参集するというふうに定めておりまして、基本的には自分自身の所属へ行くんですけれども、災害時、何が起きているかわかりません。そうしたことで、被災状況によっては移動手段がとれなかったり、あるいはもう経路が確保できないこともありますから、その場合には第2参集場所として自分の業務に関係のある最寄りの県機関へ行けというふうになっています。次には、第3番目には総合庁舎とか、第4番目には、最悪、最寄りの機関とか、そういうのを規定しております。

そうしたルールになっておりまして、こうした段階では既にもう災害対策本部は立ち上がっていますけれども、万が一、本部長である知事が事故等によって来られないという場合には、副本部長である副知事であったり、次は危機管理統括監であったりが指揮をとるということになっております。本部要員であります各部長が来られない場合には、かわって副部長等が代行するというルールになっております。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今聞かせてもらったメンバーの中には、その本部の対策のメンバーの中には自衛隊の方は入っていないというふうに思いました。

当然、自衛隊というのは別組織でございますので、そこには入れないのかなというふうには思うんですが、ただ、やっぱりそういうふうな状態になったときには自衛隊の方に入ってもらったほうがいいんじゃないですかね。

これは、私、鳥取県の元知事の片山善博さんという方の話を聞いたことがあります。片山元知事が鳥取県知事に就任したとき、そのときにいろんな話をしておる中で、もし大地震が来たらどうしたらええんやろうなど、誰に連絡をしたらええんやろうなどというふうに職員に聞いたんです。そうしたら職員は、知事、そのときには自衛隊に連絡をしてくださいと言われたんです。

ね。知事は、じゃ、自衛隊の誰に連絡するんだ、電話番号は、担当者とは聞かれたら、職員の方は黙ってしまったというんですよ。それで、これはいかなんというので片山知事は、いや、わかった、ちょっとそうしたらとりあえずとって何をしたかといいますと、自衛隊の幹部の方々との飲み会、飲み会をやったんです。それで、幹部の方と胸襟を開いていろんな話をして、そして、何かあったらこうしてくださいよ、ああしてくださいよという話も同時にしたらしいです。そうしたら、たまたまというか、それからすぐに鳥取の大地震があったんです。マグニチュード7.3、震度6強、これはくしくも阪神・淡路大震災と同じレベルの地震が起こったんです。そのときに、知事が電話をする前にもう自衛隊の方が助けに来てくれた。そして、生き埋めになった人も全部助けて死者はゼロですよ。

そういうことなんやと、私はそう思ったときに、やっぱり自衛隊との協力とありますか、今のうちにそういうふうなシステムをつくっておくべきじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○防災対策部長（稲垣 司） 自衛隊との関係におきましては、私ども三重県はいわゆる顔の見える関係と言っておりまして、盛んに緊密な関係をとっております。

先ほど、その自衛隊も出てくればいいんじゃないかという話がありましたけれども、まず大災害時には、自衛隊は私どもが言わなくてもリエゾンとして来るとは思いますけれども、私たちからの連絡として、毎年毎年、年度当初には、連絡の窓口は誰なんだと、自衛隊だけではなくて海上保安庁、その窓口の連絡を必ず決めて、今年度はこの体制でこの人ですよと、電話番号、これですよというのを決めております。それを毎年チェックしております。そうしたことで、いざ災害時にはすぐに連絡がつくような体制をとっております。

一方、知事、私もそうですけれども、自衛隊でいうならば久居にあります33連隊の連隊長とはホットラインがございます。そして、第四管区海上保安本部本部長ともホットラインができております。そうした関係をつくってお

ります。

そして、先ほど飲み会の話がございましたけれども、毎年2回、飲み会じゃないんですよ、毎年2回、まず防災連絡会議という会議をやっております。それを春と冬にやりまして、その後、飲み会もやっております。そうしたことをやって、常に連携を密にしておるだけではなくて、毎年の図上訓練には実際に自衛隊の方にも参加していただいております、かなりの人数で参加していただいております、本部員会議をやる際にも、そこにも列席してもらおうようにしております。そうした関係とか、あるいは、昨年から自衛隊が始めました南海レスキューの訓練についても、県によっては不参加のところもあるんですけれども、本県はかなり本格的に連日参加することで、今年も7月に参加するんですけれども、そういった体制で、連携はかなり密にしているつもりでございます。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

別に飲み会をしろというふうな話じゃないんですけれども、先ほどホットラインという話がありました。電話でホットラインといいましたが、私も先ほどから、もし電話が通じなかった場合ということを前提にしております。ホットラインというのは衛星電話で、知事がいつも持っておられて、それがつながるのでしょうか、どうでしょうか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○防災対策部長（稲垣 司） 東日本大震災でも通信の問題はかなり大きな問題になりましたけれども、私ども、まず、どんなふうな連絡体制をとっているかといいますと、基本的にはこの携帯電話になるわけですけれども、（現物を示す）携帯電話に関しましては、まず、メール等も重視してやっております。知事、危機管理統括監、私ども災害にかかわる幹部職員は、それにつきましては優先登録と、災害時優先登録をやっておりますものですから、もしふくそうした場合でも優先的につながるような仕組みになっております。

加えて、知事、そして私の場合は、地上系の携帯型防災行政無線というのを、知事の場合は公用車、あるいは知事公舎に配備をいただいていますし、私も実は自宅に置いております。そうしたことで、何かのときにもつながると。

また、最初に言いました携帯電話に関しましては衛星携帯電話からもつながりますので、そうしたことで、いろんな多様なツールを用いながらバックアップ体制はとっております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

それでは、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

これ、時系列にお話をさせていただきますと、そういう状態で災害対策本部ができました。できて、じゃ、それからどのような活動を、何をしていくのか、そこら辺の流れをお聞かせください。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 職員参集後の流れということですが、ちょっと細くなるかもしれませんが御容赦願いたいと思います。

活動体制のほう、災害発生後の活動体制につきましては、先ほども申しました三重県地域防災計画の地震・津波対策編のほうに定められておりますけれども、現行体制は、東日本大震災発生後というよりもむしろ、正しくは紀伊半島大水害の経験を踏まえて大幅な見直しを行ったものでございます。

ちょっと紀伊半島大水害のことに触れさせていただきますけれども、紀伊半島大水害は御承知のように死者2名、行方不明者1名を出した惨事でしたが、それはちょうど、災害は最悪の状況で起きるということをおっしゃいましたけれども、あのときまさに休日の深夜で、その中で豪雨で孤立地区が発生するという、そういう状況でありまして、全く状況が見えないという状況でございました。

ちょうど私も、県庁5階にあります災害対策室という部屋があるんですけども、そこで災害対策活動に従事しておったんですけども、情報が錯綜

してまして、現場からは何か起きているという状況は伝わってくるんですけれども何も見えないというところで、深夜、知事に何度も連絡をとって、電話で、そして知事の指示も得ながら、知事に自衛隊の出勤要請をお願いしたこと、そんなことを今もはっきりと覚えておるんですけれども、そうしたときに、対策活動は部局ごとの、いわゆる縦割りでやっておったんですわ。ですから、形式的にもなかなか情報が一元的にならないという状況にありました。

それで、それだけが課題であったわけではないんですけれども、そうしたことの反省を踏まえて全面的に活動体制を見直しまして、平成24年度からは現行の部局横断的な全庁体制というのをとるようにしました。それは、災害対策本部内に災害対策統括部といって、危機管理統括監をヘッドにして部隊編成をするという、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういう組織にしました。

例えば、総括部隊、社会基盤対策部隊というのをつくるんです。社会基盤対策部隊といったら、県土整備部だけじゃなくて、環境生活部とか農林水産部とか、関係する部局がかかわると。そういう組織をつくりまして、総括部隊が核になるんですけれども、そこは、防災対策部、私どもを中心に、戦略企画部、総務部、出納局の職員で構成されておりまして、情報収集を行う情報班、あるいは、先ほど来自衛隊の話がありましたけれども、救助機関、自衛隊だけじゃなくて、海上保安庁、消防、警察、これらの活動調整をする救助班という班をつくったり、あるいは現地へ真っ先に飛んで情報収集から支援に当たるために職員を送る派遣班というのを送って、そういう体制をつくって災害対応に当たることにしています。

初動対応の話ですけれども、初動対応は総括部隊から始まります。まず、職員が集まってきます。でも、集まってくるといっても、最も早く集まれるのは近隣の職員ですから、近隣の職員を名簿登載しておりまして、今現在、地域機関も含めて164名が各総合庁舎あるいは本庁舎へすぐに動くという体制で、本庁の場合は40名登載だったと思いますけれども、しております。そ

して、これを緊急初動対策職員というんですけれども、これがまず本庁へ来て、大規模災害ですと県庁講堂へ集まるという想定になっておりますけれども、県庁講堂で、まず災害体制、各部隊が来ますから、その準備、災対本部の設営準備にかかるわけですね。そして、職員が集まってくると、部隊が入ってくるという状況になります。

そこから情報収集に着手するわけですが、まず間違いなく行うのは、被災の概況をつかむ必要がございますから状況把握のために防災ヘリが飛ぶという状況になると思います。それと同時に集まってきた知事、危機管理統括監、私どもが、まずどうしようかという議論を始めると先ほど申しましたけれども、それを統括会議という非公開の会議として呼んでおりますけれども、そうした会議を始めて、そこで対応確認をやって、場合によっては知事に真っ先に県民へのメッセージをやっていただくと。そうしたことで、あとは本部員会議で、どんな議論をしていこうかと、今後の対策活動はどうしようかという活動方針の決定を行っていくということになります。

本部員会議では、先ほど言いました総括部隊が一応企画しますというか、活動方針を立てて、それをベースに災害応急活動をどうやっていこうかということになるわけです。

情報収集に関しましてはかなり錯綜しますので、また、途絶えることもありますので、先ほど来ちょっと情報通信の話をしていましたように、インターネット回線とか、衛星系・地上系防災行政無線とか、一般回線とか、いろんな回線を用意して市町から吸い上げるようにしております。

また、自衛隊等からも直接情報が入ってきますので、それについては救助班というのが整理をして情報班に渡すということになっております。

一方、県土整備部などの社会基盤対策部隊ですけれども、そちらのほうには、独自に協定を、建設業協会とか、結んでおりますので、道路状況はこうだという情報も入ってきます。そういうのもそこで一旦吸い上げて、それを情報班に回すと。

そういった形で、最終的には総括班というところへその情報を吸い上げ

て、それで、こんな状況だよということから対策活動に結びつけていくと。

市町によっては全く情報がとれない、何が起きているかわからないところもあります。そこには、先ほど言いました派遣チームというのを送って、人が自ら行ってとりに行くと。

そういったことで情報を収集した上で、本部員会議等々を通じて、そこから対策活動へ移っていくという、そういう流れになっております。

ただ、三重県はまだ大地震を経験しておりませんもんで、今のはあくまで訓練で、今現在、図上訓練でやっていることの想定でございます。いざ災害時に今の言ったとおりにできるかどうかといいますと、私自身も絶対できませんとは、正直申し上げられません。

ただ、私どもはそうした訓練が確実に実効性を結ぶように努力しておるとは言えると思います。それを積み重ねて、そして検証して修正してということで、万一、災害時に的確に対応していくように努めているつもりでございます。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

まず、情報収集を中心にやっていかれるというようなことでございました。

その情報収集も本当に広範囲になってきますとなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。そう思ったときに、先ほどからホットラインという言葉も聞きました。各29市町の首長とのホットライン、そういったものは、例えば衛星電話とか、そういうもので知事はお持ちなのかどうか、そういったことをちょっと聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 保有しております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ある一部の市町では衛星電話を持っていないと、私、聞いたものですから。知事は今、衛星電話を持っておられて、衛星電話で各

首長とすぐに連絡ができるということで理解をさせていただきました。

そういった情報をやっぱり一番先に収集して、そして対処をしていかなければいけないと思うんですが、これ、ちょっと学校のことで申しわけないんですけども、例えば小学校、中学校、高校の各体育館なんかで、みんなそこに大地震が来たら避難するわけなんですけれども、そこで、ちょっと私、思ったんですけども、ちょっと話が違うと思うんですが、学校の先生がその避難所において、命令系統といいますか、指令・命令系統というのはどうなっておるのかなど。小学校、中学校の建物は市町の管理になっておるんですね。ところが、その職員といいますか、先生方は、もしとんでもない災害が起こったときには誰の指示でどういうふうにして動くのかというのは、私、いろいろ話を聞くと何か統一されていないような気がするんですが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○教育長（山口千代己） 避難所の指定及び指揮命令系統についてのお尋ねにお答え申し上げます。

災害対策基本法では、避難所の指定は市町長が行うとされており、県立学校におきましても、各市町の地域防災計画に基づき、避難所及び緊急避難場所に指定されている学校が74校のうち52校あります。このため、災害発生時等に避難所が開設される場合は、避難所に指定された県立学校におきましても、市町の災害対策本部の指揮のもと、避難所の開設、運営が行われることとなります。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

やはりそういったことが大事だと思いますし、情報もやっぱりいろいろ伝わっていないところは伝えてほしいと思っています。

そして、私、各地域で情報を得るときのことを考えますと、今は携帯電話とかいろんなものがあってすぐに情報がとれる。しかし、それが災害によって全くとれなくなった場合、今まですぐ電話で連絡できたのにそれができな

くなった場合は、人間というのはすごく不安になるんですね。それが1日、2日、3日続いたらパニックになるというふうなことも聞いております。ぜひ、そういうときにはどういうふうな方法があるのか、情報を県民に伝える方法、それはどういう方法があるのか。電話が使えない場合です。

私は以前から、市議会議員の時代から言っておるのは、高台に無線基地をつくってくださいと。そういった無線基地で、アマチュア無線でもいいんです。トランシーバーを持ってくださいと。各町の代表の方とか、そういう方に、大地震の場合、全く情報が入ってこないことを考えたときに、そういった施設をつくるべきやないかというふうな話をずっとしておりました。そういったことを県のほうとしては、各市ではなかなか予算がございません、そういったところで、要所要所にそういった無線基地をつくっていただくことはできないのかどうか、そこら辺のことをお聞かせください。

○防災対策部長（稲垣 司） 県民の皆さんへの情報提供手段というのはいろんな方法があると思っております、まずは、一つはホームページから始まりまして、あと、最近6月からは、Lアラートといってマスメディアを使って情報提供する手段も講じております。あと、防災行政無線もございまして、今の通信手段に似たような話なんですけれども、かなり衛星系、地上系も使いながら、極力いろんなルート、ツールでもって伝えるようには、現在もしておるところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

なかなか、やっぱり情報を本当にすぐに手に入れることは難しいのかなと、私は今でも思っております。

次の質問に移らせていただきます。

大震災、大地震が起こったら、それはもちろんたくさんの方が出ると思います。それは想像を絶するような、とんでもない数の傷病者が出るんだろうなというふうに思っております。そのときに、被災地における傷病者の対応を、運搬も全て含めてどのようにしていくのかの考えをお聞かせください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 多数の傷病者が発生した場合の対応でございますけれども、三重県災害医療対応マニュアルに基づき、県庁にまず災害医療本部を立ち上げまして、広域災害救急医療情報システム、EMISと呼ばれますけれども、これらによりまして、県内の医療機関の被災状況を把握しながら、また、被災地近隣の保健所等とも連携をとりながら、必要な対応策を適宜講じていくこととしております。

なお、その際には、平成25年度より県から委嘱しております災害医療コーディネーター、これは地域の医療等の実情に詳しい医師でございますけれども、その助言などをいただくこととしております。

具体的でございますけれども、県内13の災害拠点病院がございますけれども、こちらを中心に傷病者を受け入れていくこととしております。

しかしながら、大規模な災害では、被災地内の医療関係者だけでは対応し切れない、そういったことが想定されるため、県内外の災害派遣医療チーム、DMATの派遣を、国や他の都道府県、または県内の医療機関に要請してまいります。そして、被災地に派遣されたDMATは、傷病者を受け入れる医療機関に配備されて対応に当たってまいります。

また、数や重症度の面で被災地内では対処し切れない傷病者が発生した場合は、傷病者を被災地外に搬送するための拠点、例えば、広域医療搬送拠点臨時医療施設、SCUがございますが、こういった拠点を活用いたしまして、ヘリコプター等を用いて被災地外へ傷病者を搬送することで対応することとしております。

このような大規模災害発生時には、医療機関、防災関係者、国、他の都道府県、県内関係市町など様々な関係者がかかわることとなるため、平常時からの訓練が極めて重要でございます。

今後もこれら関係者との訓練を継続して実施していくことにより、大規模災害による多数の傷病者発生を想定した災害医療体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

多数の傷病者が出た場合の対応の仕方、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。

ここでちょっと一つの例を挙げさせていただきたいと思います。

日野原重明先生という方を御存じだと思います。103歳で現職の医師です。その方が自分の病院をつくる時にいろんな国を視察しまして、いろんな病院を見てきたそうです。スイスとかいろんなところへ行ったときにこれはと思うようなことがあられて、自分が病院をつくる時にその方法を取り入れたと。

この方法というのは実は、病院の廊下とか待合室とか、そういうところにコンセント、そして、酸素の吸入の配管、サクション等々、全部設備を施しておると。というのは、災害のときにたくさんの患者を受け入れることができるような、そういうふうなつくりになされたそうです。

それで、たまたまというか、1995年に地下鉄サリン事件というのがございました。このときに640名の被害者が出ました。その640人の被害者を全てその日野原先生の病院が受け入れたそうです。そのときは、トリアージといいまして優先順位を、重度か軽傷なのか、優先順位をつけるトリアージも2時間で640人全てやって対応ができたというふうなことを聞いております。

こういうふうな、待合室でもどこでも治療ができるような体制を整える、そういうような設備にしておく、これを、せめて先ほど話がありました13の災害拠点の病院で施すことができないのかなと思うんですが、そこら辺の意見を聞かせてください。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 県内の災害拠点病院には簡易ベッドは保管するようにはしておりまして、想定外の傷病者が搬送された場合にはそこで簡単な処置を行えるような体制は整っている状況でございます。

さらに、拠点病院の中にはロビーや廊下等に、まさに酸素を供給できる配

管を持っており、一定の処置を行える体制を有するところもあると承知しておりますけれども、複雑な手術などを要する場合には、そこでは処置が完全には行えませんので、一旦落ちつかせる、状態を落ちつかせるような簡単な処置を行った上で、先ほど申し上げましたＳＣＵ等を利用して、被災地外に搬送して対応することとしております。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） そういうことを施してあるところもあるというふうに今言われましたが、それほどがそういうふうにしてあるのか、ちょっと教えてください。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 伊勢赤十字病院及び県立志摩病院と承知しております。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 今、13のうちの二つの病院がそういうふうにしておられるというふうにお聞きをさせていただきましたが、あとの11の病院をそういうふうにするのができないのかどうか、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 施設のハード等の再整備等が、改修等が必要になってくるというところもございますので、このあたりにつきましては災害拠点病院等と相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 相談してやっていくという話はいいんですが、ぜひともこれ、早急にやっていただきたいと思います。いつまでというようなことは多分今言えないと思いますが、地震というのはいつ来るかわかりません。必ず着手していただきますようお願いを申し上げます。

それと、これはとんでもない状況になった場合、例えば傷病者の傷口を縫

う、縫合する、そういったことが、やっぱり医師が足らなくなってしまうと思うんですね。そういうときに、当然、外科医はできるんですけども、内科医とか耳鼻科医とか、そういった、ふだんそういったことはしないけれどもできる方々、そういった方々に、災害対策のためにということで、そういったことができるようなすべがないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 県内で外科医が不足するような事態をまさに想定しまして、先ほど申し上げました災害派遣医療チーム、DMATでございますけれども、DMATは、災害急性期において外科的処置等を行える、そういった専門集団でございます、それを要請して県内外から参集していただき処置に当たるということで対応することとしております。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

とんでもない状況をやっぱり想定しておかなければいけないと思っております。私はよくわかりませんが、そんなふだんやっていない医師でも、極端な話、歯医者でも、そういうことができるんじゃないかというふうな話も聞いております。それ、どこまで本当かうそかわかりませんが、何せ緊急の場合はみんなが力を合わせて対応していくことが大切なのではないかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、被災地の犯罪の防止ということでございます。

先ほど冒頭に、私、言わせていただきましたが、いいことも悪いことも現地に入って聞くことができました。その聞きたくないようなこと、災害被災地でやはり、むごい、むごたらしいといいますが、とんでもない話です。余り新聞やテレビで報道されていませんが、亡くなられた方々の指が切り落とされておる。特に女性の指です。なぜか。指輪をとるためです。そういっ

たことが実際ありました。そして、また、金歯を、歯をとられておる、そういうふうな事例も聞くことができました。

報道では、日本人はすごく規則正しいといいますが、規則を守る、配給があってもちゃんと並んでおる、そういうふうな報道はよくされました。私も、それはそうだと思います。ただ、実際現場に行けば、現場の人たちの話を聞くと、そうでもないこともやっぱりあるんですね。略奪が全くなかったという、そういうことでもないんです。

私が現地に入ったとき、何でこんなにたくさんのパトカーがぐるぐる回っておるのかな、不思議でしたね。ただ、先ほど言わせてもらったように、約1カ月半、ずっとぐるぐる回ったり、その作業をしていますと色々な情報が入ってきます。そうすると、そういう話なんですね。ああ、そうか。これは、やっぱりまちが真っ暗になるんですね。街灯もつかないんです。暗いんです。暗いところというのはやっぱり何か悪いことが起こるといいますが、これ、統計的にも、ひたたくりがあるところとかいろんな事件があるところは大体暗いんですね。そういうところはやっぱり震災があっても明るくしてもらわなあかんし、そのときにどういうふうな防止の仕方があるかということなんです。

悪い話ばっかでもありません。いい話もありました、いい話も。例えば釜石の奇跡なんていう話もありました。これは御存じの方も多いと思いますが、釜石市というのは、私が行った山田町から大槌町、釜石市と、こういうふうな場所になるんですけれども、その釜石市で子どもの99.8%が助かったんですね。2926名、子どもがおりました。そのうちの99.8%が皆助かったんです。5人の方は、休んでおったり、いろんな事情で学校に来ていなかったという人もおりますけれども、ほとんどの方が助かったんです。じゃ、何で助かったのか。これは教育なんですね、教育。

群馬大学の片田先生という方が、この方が、自分はスマトラの地震のあれを見て物すごいショックを受けたと。現地にも行ったと。これは、やっぱり伝えないといけない。

なぜその釜石市を選んだかといいますと、釜石市というのは、私も知りませんでしたけど、昔、1893年ですか、1896年ですか、6500人いた人口の4000人が津波で亡くなっておると。いろいろそういうふうな被災地なんですね、もともとの。ですから、国は30年かけて、1210億円をかけて、海底の63メートルから立ち上げる70メートル以上の防波堤をつくったんですね。そうすると、もう、それ、ギネスブック級だと聞きました。

そういうふうな防波堤があると、もう大人たちは津波が来ても逃げないと言っているんですよ。もう大丈夫やと、うちのところはもうあれだけのすごい防波堤があるのやから大丈夫なんやと、だから、逃げる必要はないというふうなことを、その片田先生は釜石市を歩いてヒアリングをしたらそういう回答が来る。当然、それを聞いた子どもらは、お父ちゃんが逃げへんと言っておるで僕らも逃げる必要はないんや、そういうふうに言っておられたんですって。

これはいかんと、何とかせないかん、そう思って先生は、繰り返し繰り返し学校で、ひどいというか、ビデオ、映像を繰り返し子どもたちに見せたそうです。そうしたら、子どもたちは、下校中の子どもたちは自分の判断で高台に登り、山に登ってみんな助かったんです。自分の判断ですよ。そして、既に家に帰っている子どもは、家にいるおばあちゃんや子ども、お母さんを連れて、早く逃げよう、早く逃げようと言って、そういう子どものいる家は助かっておるんですね。

そういうことがやっぱりあるんです。教育はやっぱり大事なんだなというふうに私は思っています。これはいい話だったからちょっと披露させていただきました。悪い話ばかりではないということでございます。

ちょっと話が戻りますけれども、先ほどの犯罪の防止、それについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

〔大賀眞一警察本部長登壇〕

○警察本部長（大賀眞一） 被災地の犯罪防止についてお答えをいたします。

県内で巨大地震が発生した場合でございますけど、中央防災会議が本年3

月に公表いたしました南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画というのがございます。この計画では、地震発生後、被害の全容の把握を待つことなく、被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源が重点的かつ迅速に投入されると、こういうことになっています。

この場合の派遣部隊ですけれども、被災が想定されていない、あるいは被災が甚大ではないと想定されています37の都道府県から、警察、消防、自衛隊、合わせて約14万3000人の部隊が被災地に派遣されると、こういう計画になっております。

そのうち、警察部隊の最大派遣人員は約1万6000人ということになってございまして、この約1万6000人がそれぞれ、状況に応じて各県に派遣されると。当然、本県が被災すれば本県にもその人員が派遣されるということになっております。

この派遣された人員も含めていろいろな対策をとっていくということになるわけでございますけれども、犯罪防止対策に関しますと、いろいろ、今、議員も御指摘になりましたけれども、東日本大震災を例にとりますと、特に発災直後、被災地では、避難をされて無人となった家屋や店舗、ここから金品を盗むという窃盗事件がかなり発生をしております。そのほかにも、全国的には、義援金名目の詐欺でありますとか、あるいは放射能の検知するような機械を、不安をあおって売りつけるような悪質商法など、震災に便乗した悪質な犯罪等が発生したと、こういうふうに承知をしております。

警察といたしましては、被災地における犯罪の発生を抑止して地域の安全・安心を確保すると、こういうことは非常に重要であると考えておりまして、状況に応じて派遣部隊の応援も得ながら、パトロールの強化でありますとか避難所等への巡回、こういったことを行うとともに、発生が予想されるような悪質な犯罪の取り締まり、あるいはそういった場所へのパトロールに加えて被害防止を呼びかける広報啓発活動を推進するなどして被災地の治安維持に努めたいと、このように考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほど私がちょっと言わせていただいた悲惨な例といいますか、指を切ったり金歯を抜いたりという話、そんなことは日本人はせんやろうというようなことを言う人はやっぱりおりました。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、いろんな事件があった、検挙された方、何人かいらっしゃるのか、また、その中で外国人の方はどれぐらいいたのか、もし件数と割合がわかれば教えていただきたいと思います。

○警察本部長（大賀眞一） 東日本大震災における被災地、岩手県、宮城県、福島県、この3県における刑法犯の認知の状況でございますが、被災3県とも刑法犯全体の認知件数は、実は減少しております。

それで、ただ、震災後1年目、これはやはり、空き巣、先ほど御説明しましたように空き巣をはじめとする侵入窃盗は増加をしたというふうな、統計的にはそういうふうになっております。

震災2年目以降は震災前より減少して、その後3年目、4年目はさらに減少したと、こういうこととなっております。

検挙の状況、あるいはその中で外国人の方、外国人の犯罪者がどのくらいいたかというのは、ちょっと今、手元に資料がございません。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

これは、何人であってもやっていただきたくないというか、そんなことは許されないことだというふうに私も思っております。

もうちょっと時間もないんですが、私はやっぱり、いろんな震災の中でもこの直下型の大震災というのを一番怖く思っております。

阪神・淡路大震災のときに、現場に3日後に私、入りました。そのときには物すごいガスのおいがありました。何だろうこれ、というぐらいの臭さでした。そして、周りの家は全部潰れていました。この潰れたところでみんな圧死して死んでいるのかなというふうに、本当に何とも言えない気持ちになりました。

それを考えたときに、やっぱり自主防災隊というのは絶対的に必要だな。特に、今、防災倉庫の中に何が入っているのかなということを考えたときに、直下型の場合は家が潰れるんです。そのときに、やっぱりジャッキ。ジャッキと、それとチェーンソー、こういったものは必ず、やっぱりあなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

私の住んでいる伊勢市は174の町があります。174の町の中でそういったジャッキを入れているところはわずか3町でした。もしそのジャッキがあればたくさんの方が助かるんじゃないかな。そして、あとはチェーンソーであり消火器です。そういったものが大量に要るはずなんです、防災倉庫の中には。入り組んだところの家には絶対に消防車が入ってこられないんです。ましてや、そういう状態だったらどうやって消火するのでしょうか。そういうことを考えたときには、そういうふうなジャッキやチェーンソーや消火器を大量に置いておくスペースも考えなければいけない、そういうふうな基準もつくっていただきたいというふうに思っております。これは要望として言わせていただいて一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

吉川新議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 四日市市選挙区選出の新政みえ、芳野正英でございます。

午前中の吉川議員の障がい者雇用の対策についての関連質問をさせていただきます。

障がい者雇用の促進は国を挙げた取組でありますし、それに向けて障がい者雇用の雇用者数を向上させるための国の制度というのは幾つかあるわけですが、その中でも、障がいをお持ちの方、高齢者、それから母子家庭のお母さん、こういった就職困難者を雇い入れる事業者に対して、特定就職

困難者雇用開発助成金、いわゆる特開金というふうに業界では言っていますが、こういう特開金を事業者にも支給して、それで障がい者の雇用を上げていこうという制度をされておりますけれども、この特開金も、一般の事業者だけではなくて、就労継続支援のA型事業所、いわゆる福祉サービス事業所と呼ばれるところですが、こういうA型も要件が満たされればこの特開金というのは支給されるということでございますけれども、実は今、この三重県は、このA型の事業所が急増をしているということで、先日も県の職員の方から資料をいただきました。

平成22年度でいいますと、A型事業所、6件しかなかったのが、翌年の平成23年で17件で2桁になりまして、さらにそこから4年たちました今年の5月には62件と、A型事業所が約4年で4倍という非常に伸びてきている状況なんですけれども、こうしたA型事業所、増えてきている中で、全てではないんですけれども、こうしたA型事業所の中には、本来の就労とはかけ離れた、いわゆる単純作業をさせながら低賃金で働いているというような、実質B型に近いような形ですとか、いわゆる作業所のような仕事をやっているようなA型の事業所もあるということで、いわゆる特開金、国からその事業所に入ってくるお金ですとか訓練給付費を事業者の懐に入れていたような不心得者もおるといふふうにも聞いております。

こうした現状を看過することなくて、三重県もその現状を踏まえてA型への就労についての厳格な対応を厚生労働省にも求めているということも聞いているんですけれども、こうしたA型の事業所で働く障がい者の皆さんが、今後厳しい対応をすることで、そういった特開金目当てのA型に向けて、働く障がい者の方を減らしていこうというふうな対応をこれからしていくべきだと思っておりますが、こうした対応をすることによって三重県の障がい者の雇用数ですとか雇用率、こうしたものにどういう影響が見られるというふうには、今、認識をされているのか、A型の事業所を所管している健康福祉部長、そして、一般就労のA型から移行を働きかけるべき雇用経済部のそれぞれの部長はどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 障がい者等の雇用対策について御質問いただきました。

まず、特開金というものでございますけれども、御紹介がございましたように、ハローワークの紹介によりまして、障がい者等、就職困難者を継続して労働者として雇用する、そういう事業主に対しまして支給されるものでございまして、A型事業所に対しても要件が満たされれば支給されるというものでございます。

一方、A型事業所でございますけれども、これは一般就労が困難な障がい者に対しまして、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、あるいは知識、能力の向上に必要な訓練など、障がい者福祉サービスを行うもので、50人以上の規模の法人につきましては障がい者実雇用率の算定の対象にもなっているということでございます。

御指摘がございましたように県内等で増加しておりますA型事業所の中には、障がい福祉サービスの提供の報酬として支給されます訓練等給付金、それから、この助成金、特開金、その収益を目的として運営とか開業をしているようなものも見受けられると。これはもう全国的にも見られるということでございます。

そのA型就労事業所の中での就労者の方の従事する業務も、御紹介がありましたような、一般の就労とはほど遠い、一般就労に向けたステップとはなっていないものとなっているということでございます。

こうしたことから、本来の就労支援が行われるよう、この特開金、A型事業所への支給のあり方を見直すように国に対して提言していたということでございます。

そうした結果、国におきましては、昨年10月以降はこの特開金の支給要件が見直されまして、A型事業所に助成金、基本的には支給されなくなっていくということでございます。

これが障がい者の実雇用率に及ぼす影響というのは、ちょっと今の段階では見通すことは難しいというふうには思っておりますけれども、訓練の場と

してのA型事業所本来の適正な運営につながる動きであるということでございますので、就労の機会の提供、あるいは、知識、能力の向上のための訓練、これが確保されるよう、事業所、それから就労希望者、双方対しまして、これまでの就労支援のための取組、これを強化していきたいというふうに思っております。

○雇用経済部長（廣田恵子） 助成金に係る運用の見直し等でA型事業所が廃止されたらという仮定のお話ですが、そのことによって障がい者の実雇用率にどの程度の影響があるかというのは、やはり見通すことは難しいというふうに考えております。

ただ、県としましては、雇用率も大変重要なことではございますが、地域の障がい者の方をできるだけ多く雇っていただくと、そういう環境づくりが県の仕事だというふうに考えております。

そのために、身近な地域での企業の一般就労へのステップアップにしていただけるように雇用経済部は取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的に言いますと、ビジネスの基礎やパソコンなどの基礎研修とかインターンシップを合わせた障がい者の実習訓練でありますとか、あるいは、障がい者雇用という枠を超えて企業価値を高めるための講演会を企業向けにしたりとか、あるいは、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを活用して担当者の生の声で情報交換をして、1人でも多く地域から障がい者を雇っていただくというような環境づくり、雰囲気づくりに努めていきたいと思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

私も障がい者の雇用率の今の上昇に水を差すつもりもありませんし、私はむしろ、廣田雇用経済部長がおっしゃったように、余りその雇用者の数を増やしていくということ、これ、全国的に下のほうだったときはやっぱり上げなあかんという意識が働きますけど、皆さんの御努力で大分上がってきまし

た。廣田雇用経済部長もおっしゃるように、これからは、数よりはその雇用の質の部分、ここをしっかりと高めていただきたいというふうに思って質問させていただきました。

この3月に策定したみえ障がい者共生社会づくりプランのところにもありますけれども、福祉施設から一般就労への移行というのがここにもちゃんと掲げられておりますので、ぜひここをやっていただきたいんですけども、健康福祉部障がい福祉課が、そういうA型に、一般就労、行ってくださいという部分を今は担当されていますけど、私は雇用経済部も、一般の企業がどういう形で障がい者の人に働きやすい環境をやってきたかというのを、一般就労の現場を知っている雇用経済部が、A型で働いている障がい者の皆さんにぜひ一般就労を勧めてくださいという働きかけをすべきだなというふうに思っておりますが、その点も、時間もありませんので、その部分、障がい福祉課と連携しながらやるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 現在の所管は環境づくりというふうに申し上げましたが、ただし、実雇用率を高めるということはとても大切なことで、それを踏まえた上で環境づくりをするということが私ども雇用経済部の仕事ですので、もちろん健康福祉部とも連携しながら一般就労も勧めていきたいというふうに考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

関連質問だとなかなか時間がないので、また改めて、今、85人の現状を平成29年度には191人まで一般就労を高めるというふうに目標を掲げていただいております。平成30年ごろにはこの検証を踏まえた一般質問をさせていただこうと今のうちに予約をしておきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明13日から15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明13日から15日までは休会とすることに決定いたしました。

6月16日は引き続き、定刻より県政に関する質問を行います。

散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会